

令和元年度第2回
島根県子ども・子育て支援推進会議

参考資料
【関係部分抜粋版】

令和元年 11 月 22 日
島根県議会全員協議会資料より

人口減少に打ち勝ち、笑顔で暮らせる島根をつくる

島根創生計画

2020-2024 年度

〔案〕

島 根 県

「笑顔あふれる しまね暮らし」宣言

島根には、自然と歴史の中で営んできた、人々の豊かな暮らしがあります。

近所では、子どもたちが元気に走り回り、
若者は恋愛をし、趣味を楽しみ、地域活動にも参加する。
大人は家族を思い、やりがいのある仕事に就き、
高齢者も元気で生きがいを感じている。

皆で囲む食卓は笑い声に包まれ、穏やかで心地よい時間が流れる。
そんなごく普通の暮らしです。

地域の助け合いや絆が残る古き良き人間関係が、郷土愛と誇りを育み、
暮らしをより豊かなものにしていきます。

この人間らしい、温もりのある暮らしを、ここで営み続けたい。
未来の子どもたちへ、大切に贈り届けたい。
日本中の多くの人へ、島根にしかない暮らしを知ってもらいたい。

「島根創生」の始まりにあたり、

「笑顔あふれる しまね暮らし」を守り、育て、未来へつなげていくことを、
ここに宣言します。

目次

はじめに

1 島根を取り巻く情勢	1
2 島根が目指す将来像	2
3 計画の概要	3
4 計画推進のための手法	4
5 計画の体系	5

第1編 人口減少に打ち勝つための総合戦略

序 総合戦略の推進 7

1 総合戦略の理念	7
2 総合戦略の数値目標	9
3 島根県の将来人口の推計（島根県人口シミュレーション2020）	11

I 活力ある産業をつくる 15

1 魅力ある農林水産業づくり	
(1) 農業の振興	16
(2) 林業の振興	17
(3) 水産業の振興	18
2 力強い地域産業づくり	
(1) ものづくり・IT産業の振興	19
(2) 観光の振興	20
(3) 地域資源を活かした産業の振興	21
(4) 成長を支える経営基盤づくり	22
(5) 産業の高度化の推進	23
3 人材の確保・育成	
(1) 多様な就業の支援	24
(2) 働きやすい職場づくりと人材育成	25

II 結婚・出産・子育ての希望をかなえる 26

1 結婚・出産・子育てへの支援	
(1) 結婚への支援	27
(2) 妊娠・出産・子育てへの支援	28

III 地域を守り、のぼす 30

- 1 中山間地域・離島の暮らしの確保
 - (1) 小さな拠点づくり 31
 - (2) 持続可能な農山漁村の確立 33
- 2 地域の強みを活かした圏域の発展
 - (1) 牽引力のある都市部の発展 34
 - (2) 世界に誇る地域資源の活用 35
- 3 地域の経済的自立の促進
 - (1) 稼げるまちづくり 36
 - (2) 地域内経済の好循環の創出 37
- 4 地域振興を支えるインフラの整備
 - (1) 高速道路等の整備促進 38
 - (2) 空港・港湾の機能拡充と利用促進 39
 - (3) 産業インフラの整備促進 40

IV 島根を創る人をふやす 41

- 1 島根を愛する人づくり
 - (1) 学校と地域の協働による人づくり 42
 - (2) 地域で活躍する人づくり 43
 - (3) 地域を担う人づくり 44
- 2 新しい人の流れづくり
 - (1) しまねの「暮らし」や「魅力」の情報発信 45
 - (2) 若者の県内就職の促進 46
 - (3) Uターン・Iターンの促進 47
 - (4) 関係人口の拡大 48
- 3 女性活躍の推進
 - (1) あらゆる分野での活躍推進 49
 - (2) 安心して家庭や仕事に取り組むことができる環境づくり 50

第2編 生活を支えるサービスの充実

V	健やかな暮らしを支える	52
1	保健・医療・介護の充実	
(1)	健康づくりの推進	53
(2)	医療の確保	54
(3)	介護の充実	55
2	地域共生社会の実現	
(1)	地域福祉の推進	56
(2)	高齢者の活躍推進	57
(3)	障がい者の自立支援	58
(4)	子育て福祉の充実	59
(5)	生活援護の確保	60
VI	心豊かな社会をつくる	61
1	教育の充実	
(1)	発達の段階に応じた教育の振興	62
(2)	学びに向かう力と人間性を高める教育の推進	63
(3)	学びを支える教育環境の整備	64
(4)	青少年の健全な育成の推進	65
(5)	高等教育の推進	66
(6)	社会教育の推進	67
2	スポーツ・文化芸術の振興	
(1)	スポーツの振興	68
(2)	文化芸術の振興	69
3	人権の尊重と相互理解の促進	
(1)	人権施策の推進	70
(2)	男女共同参画の推進	71
(3)	国際交流と多文化共生の推進	72
4	自然、文化・歴史の保全と活用	
(1)	豊かな自然環境の保全と活用	73
(2)	文化財の保存・継承と活用	74

第3編 安全安心な県土づくり

VII 暮らしの基盤を支える 76

1 生活基盤の確保

- (1) 道路網の整備と維持管理 77
- (2) 地域生活交通の確保 78
- (3) 上下水道の整備 79
- (4) 情報インフラの整備・活用 80
- (5) 竹島の領土権確立 81

2 生活環境の保全

- (1) 快適な居住環境づくり 82
- (2) 環境の保全と活用 83

VIII 安全安心な暮らしを守る 84

1 防災対策の推進

- (1) 災害に強い県土づくり 85
- (2) 危機管理体制の充実・強化 86
- (3) 防災・減災対策の推進 87
- (4) 原子力安全・防災対策の充実・強化 88

2 安全な日常生活の確保

- (1) 食の安全・生活衛生の確保 89
- (2) 安全で安心な消費生活の確保 90
- (3) 交通安全対策の推進 91
- (4) 治安対策の推進 92

はじめに

1 島根を取り巻く情勢

(人口)

島根県は、全国の他の地域よりも早くから人口減少・少子高齢化という課題に直面し、長年この課題に向き合ってきました。

このまま人口が減り続けると、次第に地域から活気が失われ、買い物などの日常生活にも支障が生じます。また、そうした状況がさらなる人口流出に繋がりがねません。

これからも島根の暮らしを守り、次の世代に引き継ぐために、人口減少に歯止めをかける必要があります。

(経済)

日本経済は、都市部を中心として長期にわたる回復基調が続いており、国内総生産は過去最大規模に達しています。

島根県の県内総生産は、リーマンショックで落ち込んだものの、その後持ち直しの動きが持続しています。このような状況の中で、有効求人倍率が全国を上回る水準で高止まりしており、県内企業等では人手不足が深刻な課題となっています。

若者にとって魅力のある雇用の場を確保していくには、生産性の向上や競争力の強化などにより県内産業の振興を図る必要があります。

(生活)

人々が安心して暮らすためには、医療や教育などのサービス、道路や交通手段などの社会インフラが不可欠です。

しかし、人口減少が続く島根においては、利用者の減少や施設の老朽化などにより、そうした生活基盤の維持さえ危うくなっています。

子どもから高齢者まで、県民の誰もが住み慣れた地域で幸せに暮らし続けられるような生活環境を確保する必要があります。

(新たな時代の潮流)

Society 5.0(*1)と呼ばれる次の時代に向けた社会情勢や技術動向を踏まえて、新しい技術を活用した効率的な生産や利便性の高い生活の実現を図る必要があります。

また、グローバル経済の下では、人やモノ、資本が国境を越えて移動し、地球的な規模でその連鎖が生じます。島根にあっても例外ではなく、グローバル化を販路や観光における海外展開のチャンスと捉える視点や、持続可能な開発目標「SDGs」(*2)の理念(「誰一人取り残さない」社会の実現)の共有も求められています。

*1 サイバー空間(仮想空間)とフィジカル空間(現実空間)を高度に融合させることにより、地域、年齢、性別、言語等による格差なく、多様なニーズ、潜在的なニーズにきめ細かく対応したモノやサービスを提供することで経済的発展と社会課題の解決を両立し、人々が快適で活力に満ちた質の高い生活を送ることができる人間中心の社会(「科学技術イノベーション総合戦略2016」(平成28年5月24日閣議決定))。

*2 Sustainable Development Goalsの略であり、2015年9月の国連サミットで採択された2030年を期限とする、先進国を含む国際社会全体の17の開発目標。

2 島根が目指す将来像

オール島根で島根創生を進めるうえでの理想を共有するため、概ね10年後の島根の目指す将来像を次のように描きます。

人口減少に打ち勝ち、笑顔で暮らせる島根

若者が増え、次代を担う子どもたちが増えることで活気にあふれ、
県民一人ひとりが愛着と誇りを持って幸せに暮らし続けられる島根

この将来像は、次のような姿を目指すものです。

人口減少に打ち勝ち

当面の間、人口減少は続くものの、産業の活性化により所得が向上し、魅力的な仕事が増えることで、島根に残る若者、戻る若者、移ってくる若者が増える。

また、働きやすく子育てしやすい環境により、若者たちが結婚しよう、子どもを育てようという希望を持ちやすくなり、またその希望をかなえることができる。

そうして、若者と子どもが増えることで、人口減少に歯止めがかかり、まちには活気があふれている。

笑顔で暮らせる島根

中山間地域・離島においても必要な産業や生活機能が維持されており、都市部とも補完し合いながら、誰もが住み慣れた場所で住み続けることができる。

また、医療や教育などのサービス、道路や交通手段などの社会インフラが確保されており、子どもから高齢者まで、安心して暮らせる環境がある。

そうして、誰もが自分らしい人生を送ることができ、島根に生まれてよかった、島根に住んでよかった、と思いながら、笑顔で暮らしている。

この将来像を実現するために、次の3つの柱ごとに政策・施策を構築し、島根創生を進めていきます。

第1編 人口減少に打ち勝つための総合戦略

第2編 生活を支えるサービスの充実

第3編 安全安心な県土づくり

3 計画の概要

(1) 計画の性格

本計画は、島根県が目指すべき将来の姿を明らかにし、今後の施策運営の総合的・基本的な指針として、県の最上位の行政計画となるものです。

本計画では、概ね10年後を見据えながら、今後5か年（2020年度～2024年度）の目標や施策の基本的方向を示しています。

また、「第1編 人口減少に打ち勝つための総合戦略」は、「まち・ひと・しごと創生法第9条に基づく島根県の「まち・ひと・しごと総合戦略」として位置づけられるものです。

(2) 計画の構成

島根が目指す将来像

人口減少に打ち勝ち、笑顔で暮らせる島根

将来像を実現するための3つの柱、8つの基本目標

第1編 人口減少に打ち勝つための総合戦略

I 活力ある産業をつくる



II 結婚・出産・子育ての希望をかなえる



III 地域を守り、のばす



IV 島根を創る人をふやす



第2編 生活を支えるサービスの充実

V 健やかな暮らしを支える



VI 心豊かな社会をつくる



第3編 安全安心な県土づくり

VII 暮らしの基盤を支える



VIII 安全安心な暮らしを守る



4 計画推進のための手法

(1) 現場主義と県民目線

現場に出向き、県民の皆様の声をしっかり聞いて、課題を抽象的ではなく具体的に把握し、その課題を、縦割りでなく、県民目線で解決する施策を立案し、実行します。

(2) 連携と協働

住民の暮らしを守り、地域の振興に全力を尽くすという同じ立場にある市町村とも互いに協力し、連携をとって取組を進めていきます。

さらに、関係団体や県民の皆様、企業・NPO等とも幅広く協働し、総力を結集して、オール島根で様々な政策を進めます。また近県などとも、必要な連携を行っていきます。

(3) 組織の運営

様々な行政課題に的確に対応できる、最適な組織・人員配置となるよう、適時適切に見直しを行います。

そして、多くの部局にまたがる重要な課題に対しては、関係部局によるプロジェクトを立ち上げることなどにより、部局間の連携が強化できる組織運営を行います。

また、島根県庁における働き方改革の取組を進め、職員の健康保持、ワーク・ライフ・バランスの推進及び公務能率の向上並びに人材の確保を図るとともに、職員一人ひとりが、常に成長し、最大限の力を発揮できるよう、人材育成の取組を進めます。

(4) 財政の運営

計画を進めるための財源を捻出するために、(a)事業の目的や意義、(b)投入した予算に見合う成果、(c)効率的・効果的な手法、(d)県、市町村、民間などとの負担割合、(e)県民生活の実態に即した事業内容の5つの視点で、全ての経費を対象に、スクラップ・アンド・ビルドを徹底して行います。また、あわせて、県有財産の売却などによる財源の確保、決算剰余金等を活用した財政基盤の強化を進め、島根創生を推進するための事業費の確保と健全な財政運営の両立に取り組んでいきます。

(5) 進捗の管理

事業効果を測る目安として客観的な重要業績評価指標（KPI）を設定し、企画・実施・評価・改善のPDCAサイクルを通じた評価を毎年度実施します。評価結果は、県議会や外部有識者による会議で報告し、意見等を改善に活かします。

第1編（総合戦略）の施策は、別に『総合戦略アクションプラン』を策定し、毎年度柔軟に改善を図りながら推進します。

(6) 新たな視点

全国や世界の潮流を注視しながら、SDGsの理念を共有し、第5世代移動通信システム（5G）などSociety5.0の実現に向けた新技術の活用等について適宜対応していきます。

5 計画の体系

将来像	柱	基本目標	政策	施策	
人口減少に打ち勝ち、笑顔で暮らせる島根	第1編 人口減少に打ち勝つための総合戦略	I 活力ある産業をつくる	1 魅力ある農林水産業づくり	(1) 農業の振興 (2) 林業の振興 (3) 水産業の振興	
			2 力強い地域産業づくり	(1) ものづくり・IT産業の振興 (2) 観光の振興 (3) 地域資源を活かした産業の振興 (4) 成長を支える経営基盤づくり (5) 産業の高度化の推進	
			3 人材の確保・育成	(1) 多様な就業の支援 (2) 働きやすい職場づくりと人材育成	
		II 結婚・出産・子育ての希望をかなえる	1 結婚・出産・子育てへの支援	(1) 結婚への支援 (2) 妊娠・出産・子育てへの支援	
			III 地域を守り、のびす	1 中山間地域・離島の暮らしの確保	(1) 小さな拠点づくり (2) 持続可能な農山漁村の確立
		2 地域の強みを活かした圏域の発展		(1) 牽引力のある都市部の発展 (2) 世界に誇る地域資源の活用	
		3 地域の経済的自立の促進		(1) 稼げるまちづくり (2) 地域内経済の好循環の創出	
		4 地域振興を支えるインフラの整備		(1) 高速道路等の整備促進 (2) 空港・港湾の機能拡充と利用促進 (3) 産業インフラの整備促進	
		IV 島根を創る人をふやす	1 島根を愛する人づくり	(1) 学校と地域の協働による人づくり (2) 地域で活躍する人づくり (3) 地域を担う人づくり	
			2 新しい人の流れづくり	(1) しまねの「暮らし」や「魅力」の情報発信 (2) 若者の県内就職の促進 (3) Uターン・Iターンの促進 (4) 関係人口の拡大	
			3 女性活躍の推進	(1) あらゆる分野での活躍推進 (2) 安心して家庭や仕事に取り組むことができる環境づくり	
		第2編 生活を支えるサービスの充実	V 健やかな暮らしを支える	1 保健・医療・介護の充実	(1) 健康づくりの推進 (2) 医療の確保 (3) 介護の充実
	2 地域共生社会の実現			(1) 地域福祉の推進 (2) 高齢者の活躍推進 (3) 障がい者の自立支援 (4) 子育て福祉の充実 (5) 生活支援の確保	
	VI 心豊かな社会をつくる		1 教育の充実	(1) 発達の段階に応じた教育の振興 (2) 学びに向かう力と人間性を高める教育の推進 (3) 学びを支える教育環境の整備 (4) 青少年の健全な育成の推進 (5) 高等教育の推進 (6) 社会教育の推進	
			2 スポーツ・文化芸術の振興	(1) スポーツの振興 (2) 文化芸術の振興	
			3 人権の尊重と相互理解の促進	(1) 人権施策の推進 (2) 男女共同参画の推進 (3) 国際交流と多文化共生の推進	
			4 自然、文化・歴史の保全と活用	(1) 豊かな自然環境の保全と活用 (2) 文化財の保存・継承と活用	
	第3編 安全安心な県土づくり		VII 暮らしの基盤を支える	1 生活基盤の確保	(1) 道路網の整備と維持管理 (2) 地域生活交通の確保 (3) 上下水道の整備 (4) 情報インフラの整備・活用 (5) 竹島の領土権確立
				2 生活環境の保全	(1) 快適な居住環境づくり (2) 環境の保全と活用
		VIII 安全安心な暮らしを守る	1 防災対策の推進	(1) 災害に強い県土づくり (2) 危機管理体制の充実・強化 (3) 防災・減災対策の推進 (4) 原子力安全・防災対策の充実・強化	
			2 安全な日常生活の確保	(1) 食の安全・生活衛生の確保 (2) 安全で安心な消費生活の確保 (3) 交通安全対策の推進 (4) 治安対策の推進	

序 総合戦略の推進

1 総合戦略の理念

人口減少に歯止めをかけ、人口減少に打ち勝つ「島根創生」を実現する総合戦略については、次の3つの共通理念を基本とします。

(1) 県民の希望をかなえる

笑顔で島根に住み続けたい、島根を次の世代へ引き継ぎたい、というのが県民の皆様の願いです。その願いを実現するには、次の世代の育成が不可欠であり、人口減少に歯止めをかけ、将来にわたって人口を安定させる必要があります。

人口減少に歯止めをかける取組においては、県民一人ひとりの自由と多様性を尊重し、誰もが自分の希望をかなえられる環境をつくることが重要です。

どこに住むのか、どのような仕事に就くのかといった選択は、本人の希望が前提となります。そのうえで、島根を選んでもらえるよう島根の魅力を高めながら、その魅力を多くの人へ伝えていきます。

また、結婚や出産も、あくまでも個人の自由な意思に基づくものであり、個人へ義務感や負担感を抱かせるものであってはなりません。結婚や子育てを希望する人が、安心してその希望を実現できるよう、子育てしながら働きやすい環境づくりを進めます。

(2) 県民の郷土愛と誇りを育む

島根の自然、歴史、文化は、ここにしかない、島根ならではの魅力です。

また、ここで暮らす人々の間には、お互いに支え合う温かい絆が残っています。

ここにしかない魅力と豊かな暮らしを大切にし、県民の郷土愛と誇りを育むことにより、暮らしている誰にとっても居心地が良く住み続けたいと思える島根、県外へ転出した人にとってもいつか帰りたいと思える島根、そして、県外の人にとっても移り住みたいと思える島根をつくっていきます。

(3) 県民の人生を切れ目なく捉える

島根で生まれた子どもに、島根で暮らし、仕事や子育てをしていこうと思ってもらえるためには、県民の人生を切れ目のない視点で捉えて取組を進めていく必要があります。

そこで本戦略においては、①仕事をし、②家庭を築き、③地域で暮らし、④次世代を育む、という個人の生活に沿った取組を進めます。

まず、島根の経済を支えている第1次、第2次、第3次産業の振興を進めて活力を高め、働く場と所得を増やすことで、島根にとどまり、島根に戻る若い人を増やします。

そしてその若い人達が安心して島根で暮らし続けて、子どもを1人、2人、3人と産み育てたいと思い、その希望をかなえられる環境をつくります。

人口減少がいち早く進んできた中山間地域・離島では、生活環境を維持していくための取組が急務です。一方で、人口集積が続き牽引力のある都市部は、中核圏域として更に発展し、周辺にもその効果を波及していくことが期待されます。

産業や生活の基盤を支えるインフラの整備を進め、それぞれの地域の特性を活かしながら、共存・発展する地域づくりを進めます。

これらの実現のためには、島根に愛着と誇りを持ち、この地域の将来を支えたいと思う人たちを育み、増やすことが重要です。自分たちの生まれ育った地域の価値について子どもの頃から学ぶ活動やUターン・Iターンの支援、関係人口の拡大により、島根を支える人を増やします。

以上の理念の下に、第1編では「活力ある産業をつくる」、「結婚・出産・子育ての希望をかなえる」、「地域を守り、のばす」、「島根を創る人をふやす」の4つを基本目標として掲げ、人口減少対策に戦略的に取り組みます。

また、県民誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、第2編「生活を支えるサービスの充実」、第3編「安全安心な県土づくり」と一体となって、島根創生を実現します。

2 総合戦略の数値目標

(1) 第1期（平成27年策定）の数値目標

平成27年10月に公表した「島根県人口ビジョン」策定時の将来人口シミュレーションでは、2040年までに、合計特殊出生率2.07と社会移動の均衡を達成すると、将来的に人口が安定し、かつ、年少人口割合が増加し、生産年齢人口割合も50%以上を維持できることが分かりました。

この水準の達成を目指して、平成27年10月に「まち・ひと・しごと創生島根県総合戦略」を策定し、人口減少対策に取り組んできました。

「島根県人口ビジョン」の目標の達成状況については、合計特殊出生率は、策定時1.66から現況値1.74に伸びており、全国でも第2位と引き続き高水準です。また、社会減も策定時は1,325人となっていました。現況値は896人にまで縮小しています。

目 標	策定時	現況値	目標値
合計特殊出生率	2014年 1.66	2018年 1.74 <small>※概数値</small>	(2040年 2.07)
人口の社会移動（人）	2014年 ▲1,325	2019年 ▲896	(2040年 ±0)

(2) 第2期（島根創生計画）の数値目標

第1期の目標を達成すること自体も容易ではないものの、島根を次世代へ引き継ぎたいという県民の皆様の思いに応えるため、人口減少対策をさらに加速させ、「島根県人口ビジョン」の目標達成時期を、それぞれ次のように前倒しすることとします。

まず、合計特殊出生率については、これまでの伸び率を勘案して、5年の前倒しを目指します。次に、社会移動の均衡については、県内産業の活性化などを通じて現在の社会減縮小の流れを安定化させることで、10年の前倒しを目指します。

出生率の大幅向上や社会減の解消を短期間で達成することは容易ではありませんが、この水準の達成を目指して人口減少対策に取り組んでいきます。

① 長期の目標

合計特殊出生率（1人の女性が産む子どもの平均数）	2035年までに2.07
人口の社会移動（県外からの転入者数－県外への転出者数）	2030年までに均衡（±0）

② 目標値

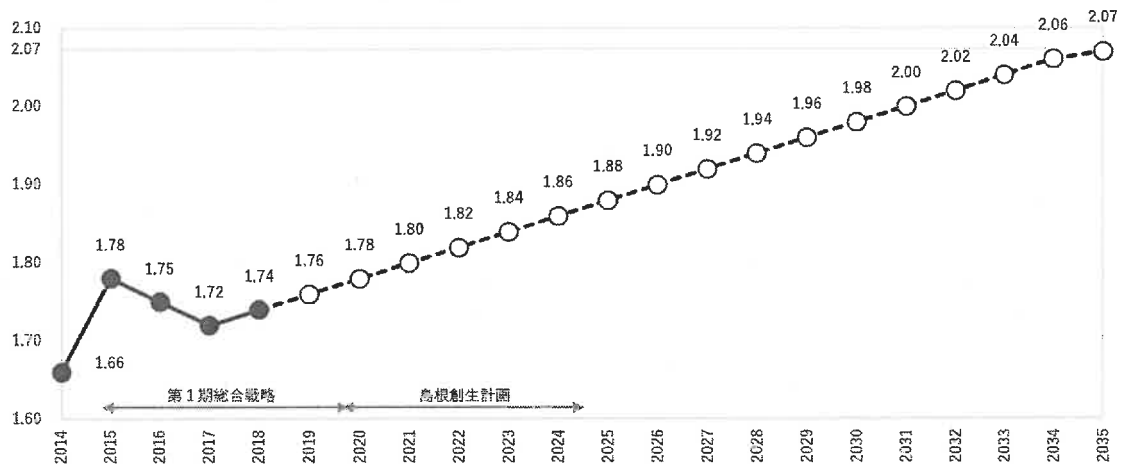
①の長期的な目標を達成するために、本戦略期間に実現すべき目標値を、次のとおり設定します。

数値目標	現況値	目標値
合計特殊出生率	直近3年平均 1.74 (2016年～2018年 ※2018年は概数値1.74により算出)	2024年 1.86
人口の社会移動	直近3年平均 ▲571人 (2017年～2019年) 〔2015年～2019年累計▲3,185人〕	2024年 ▲311人 〔2020年～2024年累計▲2,075人 (1,110人の改善)〕

③ 目標設定の考え方

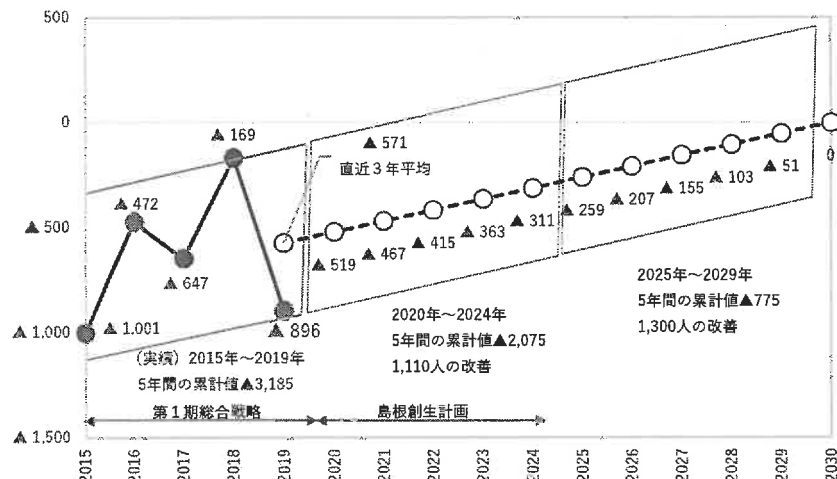
合計特殊出生率の目標

直近の実績値を踏まえた2018年（2016～2018年平均）を起点として、段階的に上昇することにより、2035年に2.07を目指します。



人口の社会移動の目標

直近の実績値を踏まえた2019年（2017～2019年平均）を起点として、段階的に社会移動の減が減少することにより、2030年に均衡（±0）を目指します。



3 島根県の将来人口の推計（島根県人口シミュレーション 2020）

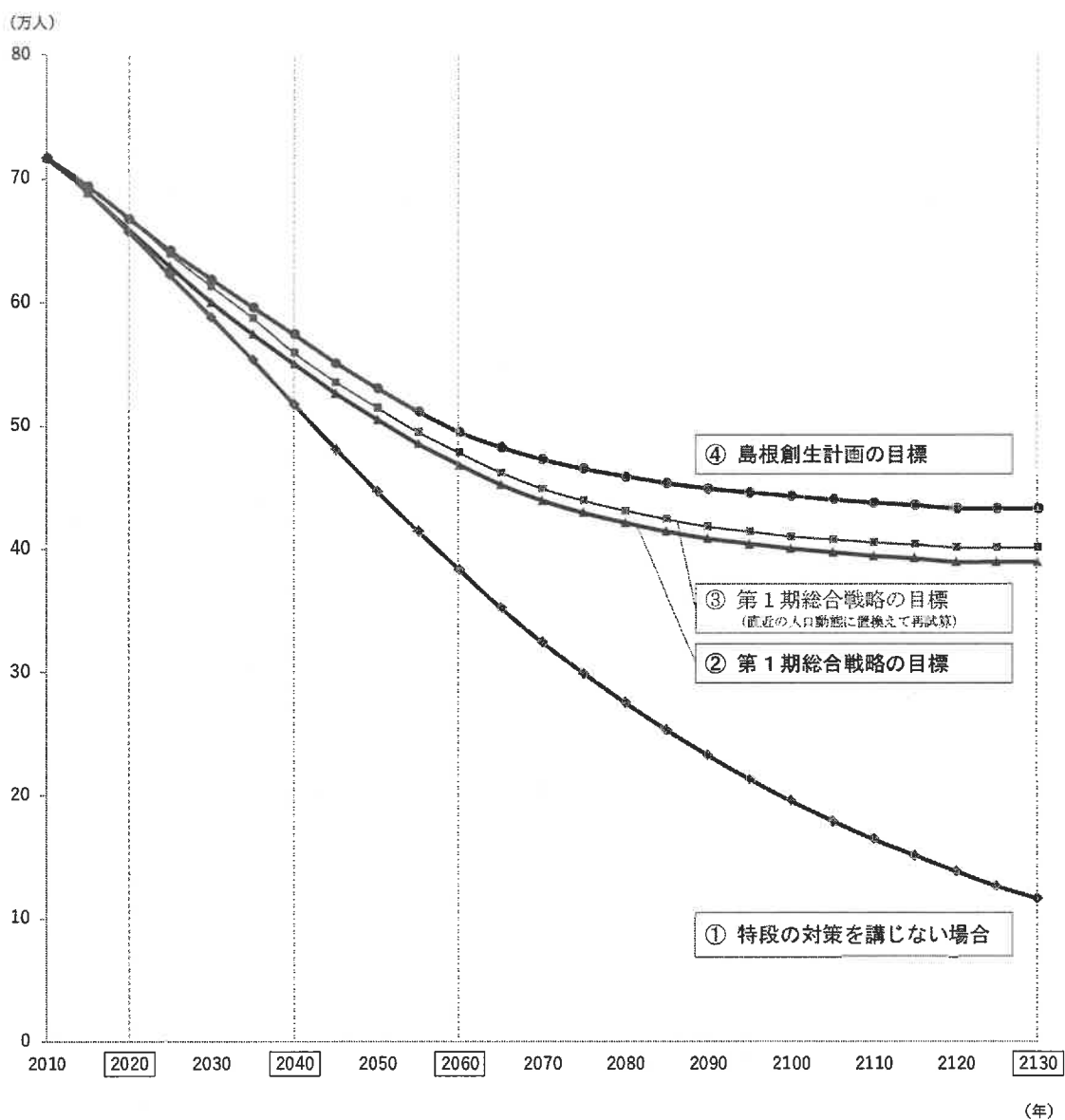
(1) 前提条件

第1期総合戦略の目標を反映した人口ビジョン（2015）策定以降の状況変化や合計特殊出生率、人口の社会移動の目標達成時期の前倒しを踏まえ、人口推計を行いました。

		自然動態	社会動態																																																												
(人口ビジョン)	① 特段の対策を講じない場合	合計特殊出生率（2009～2013年平均を起点）が一定で継続した場合	社会移動の減少率（2009～2013年平均を起点）が一定で継続した場合																																																												
	② 第1期総合戦略の目標	合計特殊出生率（2009～2013年平均を起点）が国の長期ビジョンと同様に、2040年に2.07となった場合	社会移動の減少率（2009～2013年平均を起点）が段階的に減少し、2040年で均衡（±0）となった場合																																																												
	③ 第1期総合戦略の目標（直近の人口動態に置換え再試算）	合計特殊出生率（2009～2013年平均を起点）が国の長期ビジョンと同様に、2040年に2.07となった場合	社会移動の減少数（2017～2019年平均を起点）が段階的に減少し、2040年で均衡（±0）した場合																																																												
	④ 島根県人口シミュレーション2020（島根創生計画の目標）	合計特殊出生率（2016～2018年平均を起点）が段階的に上昇し、2035年に2.07となった場合	社会移動の減少数（2017～2019年平均を起点）が段階的に減少し、2030年で均衡（±0）した場合																																																												
<ul style="list-style-type: none"> ◆ ① 特段の対策を講じない場合 ▲ ② 第1期総合戦略の目標 ■ ③ 第1期総合戦略の目標（直近の人口動態に置換え再試算） ● ④ 島根創生計画の目標 		<table border="1"> <caption>出生率 (推計)</caption> <thead> <tr> <th>年</th> <th>① 特段の対策を講じない場合</th> <th>② 第1期総合戦略の目標</th> <th>③ 第1期総合戦略の目標（直近の人口動態に置換え再試算）</th> <th>④ 島根創生計画の目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2020</td> <td>1.63</td> <td>1.69</td> <td>1.74</td> <td>1.78</td> </tr> <tr> <td>2025</td> <td>1.63</td> <td>1.88</td> <td>1.80</td> <td>1.88</td> </tr> <tr> <td>2030</td> <td>1.63</td> <td>1.95</td> <td>1.80</td> <td>1.95</td> </tr> <tr> <td>2035</td> <td>1.63</td> <td>1.94</td> <td>1.94</td> <td>1.94</td> </tr> <tr> <td>2040</td> <td>1.63</td> <td>2.07</td> <td>2.07</td> <td>2.07</td> </tr> </tbody> </table>	年	① 特段の対策を講じない場合	② 第1期総合戦略の目標	③ 第1期総合戦略の目標（直近の人口動態に置換え再試算）	④ 島根創生計画の目標	2020	1.63	1.69	1.74	1.78	2025	1.63	1.88	1.80	1.88	2030	1.63	1.95	1.80	1.95	2035	1.63	1.94	1.94	1.94	2040	1.63	2.07	2.07	2.07	<table border="1"> <caption>社会移動 (推計)</caption> <thead> <tr> <th>年</th> <th>① 特段の対策を講じない場合</th> <th>② 第1期総合戦略の目標</th> <th>③ 第1期総合戦略の目標（直近の人口動態に置換え再試算）</th> <th>④ 島根創生計画の目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2020</td> <td>0</td> <td>▲ 600</td> <td>▲ 400</td> <td>▲ 200</td> </tr> <tr> <td>2025</td> <td>0</td> <td>▲ 600</td> <td>▲ 400</td> <td>▲ 200</td> </tr> <tr> <td>2030</td> <td>0</td> <td>▲ 600</td> <td>▲ 400</td> <td>▲ 200</td> </tr> <tr> <td>2035</td> <td>0</td> <td>▲ 600</td> <td>▲ 400</td> <td>▲ 200</td> </tr> <tr> <td>2040</td> <td>0</td> <td>▲ 600</td> <td>▲ 400</td> <td>▲ 200</td> </tr> </tbody> </table>	年	① 特段の対策を講じない場合	② 第1期総合戦略の目標	③ 第1期総合戦略の目標（直近の人口動態に置換え再試算）	④ 島根創生計画の目標	2020	0	▲ 600	▲ 400	▲ 200	2025	0	▲ 600	▲ 400	▲ 200	2030	0	▲ 600	▲ 400	▲ 200	2035	0	▲ 600	▲ 400	▲ 200	2040	0	▲ 600	▲ 400	▲ 200
年	① 特段の対策を講じない場合	② 第1期総合戦略の目標	③ 第1期総合戦略の目標（直近の人口動態に置換え再試算）	④ 島根創生計画の目標																																																											
2020	1.63	1.69	1.74	1.78																																																											
2025	1.63	1.88	1.80	1.88																																																											
2030	1.63	1.95	1.80	1.95																																																											
2035	1.63	1.94	1.94	1.94																																																											
2040	1.63	2.07	2.07	2.07																																																											
年	① 特段の対策を講じない場合	② 第1期総合戦略の目標	③ 第1期総合戦略の目標（直近の人口動態に置換え再試算）	④ 島根創生計画の目標																																																											
2020	0	▲ 600	▲ 400	▲ 200																																																											
2025	0	▲ 600	▲ 400	▲ 200																																																											
2030	0	▲ 600	▲ 400	▲ 200																																																											
2035	0	▲ 600	▲ 400	▲ 200																																																											
2040	0	▲ 600	▲ 400	▲ 200																																																											

(2) 推計結果

ア. 2130年までの推計値



(単位：万人)

	2020年	2040年	2060年	2130年
④ 島根創生計画の目標	66.8	57.4	49.5	43.3
③ 第1期総合戦略の目標 (直近の人口動態に置換えて再試算)	66.8	55.9	47.8	40.1
② 第1期総合戦略の目標	65.9	55.0	46.8	38.9
① 特段の対策を講じない場合	65.7	51.7	38.3	11.6
島根創生計画での目標の前倒し効果				
④-③	0	1.5	1.7	3.2
島根創生計画と第1期総合戦略との差				
④-②	0.9	2.4	2.7	4.4
島根創生計画と特段の対策を講じない場合との差				
④-①	1.1	5.7	11.2	31.7

イ. 島根創生計画期間中（2020～2024年）における推計値
 (④島根創生計画の目標ベース)

〔総人口〕

(単位：人)

		2019 R1 (実績)	2020 R2	2021 R3	2022 R4	2023 R5	2024 R6
総人口		673,891	668,003	662,569	657,272	652,112	647,090
	0～14歳	82,388	82,081	81,774	81,467	81,160	80,853
	15～64歳	354,531	351,193	347,855	344,517	341,179	337,841
	65歳以上	228,201	234,729	232,940	231,288	229,773	228,396
	うち75歳以上	123,459	125,463	127,467	129,471	131,475	133,479
増減の内訳	出生者数	4,812	4,672	4,584	4,493	4,399	4,302
	死亡者数	▲ 9,651	▲ 10,049	▲ 9,551	▲ 9,375	▲ 9,196	▲ 9,013
	社会増減	▲ 896	▲ 519	▲ 467	▲ 415	▲ 363	▲ 311
	計	▲ 5,735	▲ 5,896	▲ 5,434	▲ 5,297	▲ 5,160	▲ 5,022

実績：島根県人口移動調査（島根県統計調査課）
 令和元年10月1日現在（総人口は年齢不詳を含む）

〔生産年齢人口（15～64歳）、15～49歳女性人口〕

(単位：人)

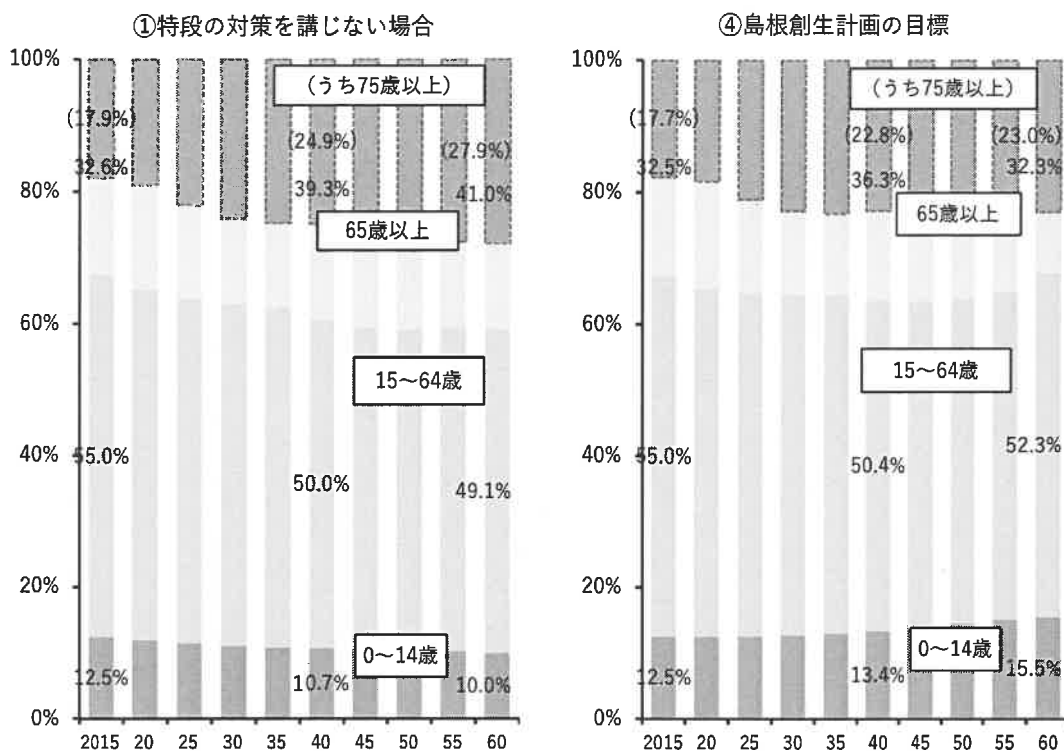
		2019 R1 (実績)	2020 R2	2021 R3	2022 R4	2023 R5	2024 R6
生産年齢人口 (15～64歳)		354,531	351,193	347,855	344,517	341,179	337,841
15～49歳女性人口		112,127	110,192	108,257	106,322	104,387	102,452
	15～19歳	15,092	14,961	14,830	14,699	14,568	14,437
	20～39歳	55,599	54,267	52,935	51,603	50,271	48,939
	40～49歳	41,436	40,964	40,492	40,020	39,548	39,076

実績：島根県人口移動調査（島根県統計調査課）
 令和元年10月1日現在

- ・ 生産年齢人口：年齢別人口のうち労働力の中核をなす15歳以上65歳未満の人口層。
 これに対し15歳未満は年少人口、65歳以上は老年人口と呼ばれている。
- ・ 15～49歳女性人口：合計特殊出生率や社人研の将来推計人口の算定に用いる女性人口。

ウ. 特段の対策を講じない場合（人口ビジョン2015）と島根創生計画の目標との比較

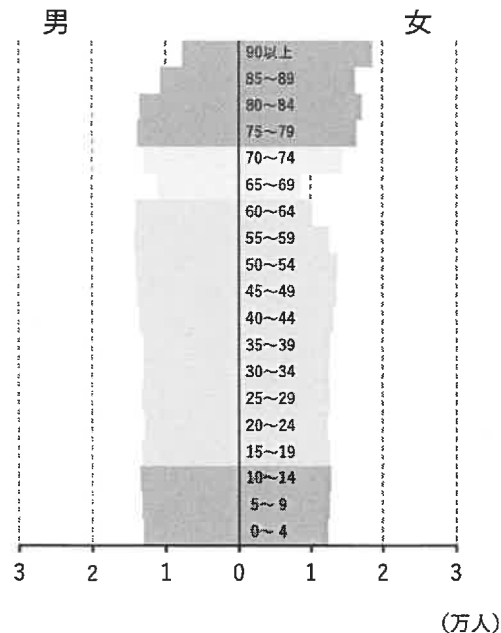
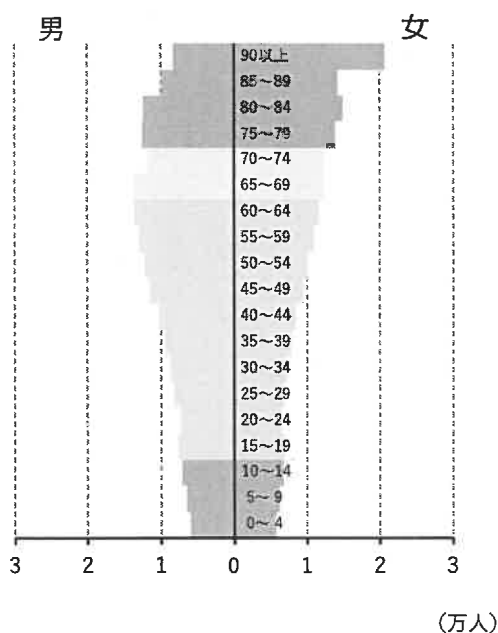
〔年齢構成の推移〕



〔人口ピラミッド（2060年）〕

①特段の対策を講じない場合（38万人）

④島根創生計画の目標（50万人）



I 活力ある産業をつくる

島根の経済を支えている第1次、第2次、第3次産業の活力を高め、所得を引き上げ、若者の雇用を増やします。

若い世代に島根に残ってもらい、戻ってもらい、移ってもらうためには、第1次、第2次、第3次産業の振興を進めて活力を高め、所得を引き上げ、魅力ある職場を増やしていく必要があります。

県民にとって魅力のある雇用の場の維持・創出や、質の向上に向けて、それぞれの産業の特性や、強みを活かしていくことが求められます。

島根の強みである豊かな自然、地域産業の集積、観光資源などを活かして県内産業の競争力を強化しながら、働きやすい環境の整備に努め、人材の確保と育成、定着を図ります。

取り組む政策・施策

- 1 魅力ある農林水産業づくり
 - (1) 農業の振興
 - (2) 林業の振興
 - (3) 水産業の振興
- 2 力強い地域産業づくり
 - (1) ものづくり・IT産業の振興
 - (2) 観光の振興
 - (3) 地域資源を活かした産業の振興
 - (4) 成長を支える経営基盤づくり
 - (5) 産業の高度化の推進
- 3 人材の確保・育成
 - (1) 多様な就業の支援
 - (2) 働きやすい職場づくりと人材育成

3 人材の確保・育成

(1) 多様な就業の支援

若者、女性、高齢者、障がい者などへの魅力ある情報発信や就業機会の提供などにより、それぞれの能力や経験などを活かせる県内就業を促進します。

【現状と課題】

生産年齢人口が減少傾向にある中、有効求人倍率は全国平均を上回る水準で推移しており、県内企業等では人材を確保することが経営上の重要な課題となっています。

県内企業等が求める人材の確保には、若者をはじめとする県内外の幅広い人材に県内就職を選択してもらうことが必要です。

そのためには、働きやすく、習得した知識・技術を活かし、さらにその能力を高めていける、魅力ある職場が島根にあることを理解してもらうことが重要です。

こうしたことから、高校生や県内外に進学した学生をはじめとする若者に、島根で働く魅力や意義について考え、県内企業等への就職意識を高めてもらうための情報や機会をきめ細かに提供していくことが大切です。

また、女性、高齢者、障がい者など多様な人材が個々の能力を発揮できるよう、一人ひとりの事情に応じた多様で柔軟な働き方が選択できる職場を増やし、本人の希望に応じた就労を促進していくことが必要です。

さらに、大都市圏をはじめとする県外から即戦力となる人材を確保することにも目を向けることが必要です。

【取組の方向】

① 若者の県内就職の促進

高校生や県内外に進学した学生に、県内企業等やそこで働く人に触れる機会などを提供し、島根で働く魅力を伝え、県内就職を促進します。

② 多様な人材の活躍促進

女性、高齢者、障がい者などが、それぞれの個性や多様性を尊重され経験や能力を活かし、県内企業等で活躍できるようきめ細かな支援を行います。

外国人を雇用する事業者等に対して、適正な雇用を推進するための取組を支援します。

(2) 働きやすい職場づくりと人材育成

職場環境の改善と、知識や技術の習得・向上の機会提供などにより、誰もが生き生きと働き続けられる活力ある職場づくりを県内に広げます。

【現状と課題】

県内に就職した高校や大学等の新規卒業者が3年以内に離職する割合は、高い水準で推移しています。

こうした若者等の離職を防止し、島根の産業を担う人材として育成するためには、生活と仕事が両立できる誰もが働きやすい職場づくり、一人ひとりの持つ知識や技術等を高めることができる人材育成の体制や環境づくりを進めることが重要です。

経営者や管理職は、働きやすく魅力ある職場づくりに積極的に取り組み、社員のやる気を引き出し、人材育成を進めることが必要です。さらに、年次有給休暇の確実な取得や時間外労働の削減など働き方改革への対応が求められています。

しかし、企業等の中にはそのための対応が十分ではない、人材育成等の時間が確保できないなどの課題を抱えるところもあります。

また、地域産業が求める人材を育成するためには知識・技術・技能を持つ人材を養成することや、十分な能力開発の機会がなかった人達に対する学び直しの機会を提供することも必要です。

さらに、連綿と受け継がれてきた島根に息づく伝統技能や優れた熟練の技を継承する人材の育成と、そのような技能を尊重する気運の醸成などにも取り組むことが必要です。

【取組の方向】

① 魅力ある職場環境の整備

働く人の視点に立った魅力ある職場づくりに向けた企業等の取組に対する支援等を通して、多様な人材が能力を十分に発揮し、子育てなどと両立しながら働き続けることができる職場環境の整備を進めます。

② 在職者のスキルアップ等支援

企業等の競争力強化等につながる先進的な知識・技術・技能の習得など、在職者等のスキルアップに取り組みます。

③ 地域産業が必要とする人材の育成

地域産業で求められる知識・技術・技能などを有する人材を高等技術校のほか、民間教育機関や企業等との連携により育成します。

Ⅱ 結婚・出産・子育ての希望をかなえる

若い人達が安心して島根で暮らし続けて、子どもを1人、2人、3人と産み育てたいと思うことができ、その希望をかなえるための子育て支援の充実や、働きやすい環境の整備をします。

島根県の合計特殊出生率は、全国的には高い水準を維持していますが、それでもなお人口を維持できる水準にはありません。

また、若い世代の結婚したい、子どもを持ちたいという希望と、実際の婚姻、出生の状況には乖離があります。

一方、島根県には、多世代同居の割合が高く、待機児童率も低いことなどを背景に、育児をしている女性の有業率が高く、子育てしながら働きやすい環境があります。

このような強みを活かしながら、若い世代の結婚したい、子どもを育てたいという希望をかなえるため、結婚、妊娠、出産、子育てまで切れ目ないきめ細かな支援や、子育てと仕事の両立支援など、官民一体となった支援体制づくりを進めます。

取り組む政策・施策

- 1 結婚・出産・子育てへの支援
 - (1) 結婚への支援
 - (2) 妊娠・出産・子育てへの支援

1 結婚・出産・子育てへの支援

(1) 結婚への支援

結婚や家庭についての若い世代の理解と関心を高めるとともに、多様な出会いの場を増やすことで結婚を望む男女の希望をかなえます。

【現状と課題】

島根県における平均初婚年齢は、男性が30歳、女性が29歳を超えており、晩婚化が進んでいます。

島根県の実施したアンケートでは、独身の方のうち「結婚するつもりはない」と回答した独身男女は、9.4%と少なく、結婚を望むものの独身でいる方の結婚しない理由としては、「適当な相手にまだ巡り会わない」との回答が44.8%と最も高くなっています。

若い世代の意識の変化や、地域とのつながり、親族間や職場でのつきあいの希薄化などにより、出会いの場が減少していることが、その要因と考えられます。

地域や家庭において、結婚への関心を高め、後押しする機運を醸成しながら、行政やボランティア、企業などが連携し、多様な出会いの場を創出する必要があります。

【取組の方向】

① 市町村における結婚支援への取組の強化

結婚を望む県民だれもが、結婚支援サービスを気軽に活用できるよう、全市町村において相談・支援体制を確保し、これまで県やしまね縁結びサポートセンターが取り組んできた結婚支援サービスの全県展開を目指します。

② 相談・マッチング機能の充実

しまね縁結びサポートセンターにおいて、縁結びボランティア「はぴこ」の活動支援やコンピュータマッチングシステム「しまこ」の利用拡大、他の民間事業者が実施する結婚支援事業の活用・連携を進めることなどにより、相談・マッチング機能を充実します。

③ 啓発活動・情報発信の充実

将来家庭を持つことに対するイメージを十分に持てなかったり、結婚・妊娠・出産・子育てについて知る機会の少ない子どもや若者に向け、必要な知識を得たり、人生設計について考えるための講座などを実施し、学校教育などと連携して、結婚や家庭についての理解や関心を高めます。

また、結婚・妊娠・出産・子育てに関する情報を、利用者目線でわかりやすく一元的に発信します。

- ・子ども医療費負担の軽減（拡充）
- ・産前・産後のケア対策の充実（拡充）
- ・不妊治療助成の拡充（拡充）
- ・放課後児童クラブの利用時間延長と待機児童解消の支援（新規・拡充）

(2) 妊娠・出産・子育てへの支援

妊娠・出産・子育てに負担感や不安を抱えている多くの若い世代が、安心して妊娠・出産・子育てできるよう妊娠期から子育て期まで切れ目ない支援体制を充実します。

【現状と課題】

妊娠、出産、子育ては、若い世代にとって、大きな喜びであります。一方で、子どもが生まれる前も後も不安や悩みは尽きません。

特に都市部を中心に、核家族化の進展や地域社会のつながりの希薄化により、祖父母や近隣住民等から支援や協力を得ることも難しくなっている状況です。

社会情勢が変化している現代にあっては、子育て世代の負担や不安、孤立感を軽減し、子どもを産み育てたいと望む夫婦の希望をかなえ、安心して出産・子育てでき、「もう一人育てたい」と思えるような環境を整えていく必要があります。

例えば、出産前後に適切な支援が受けられるだろうか、子育て中にはいろいろなことに費用が必要になり負担が大きい、育児休業明けに円滑に保育所に入ることができるのだろうか、など子育てに関する不安を抱える方に寄り添った様々な支援をしていかなければなりません。

特に、育児をしながら働く女性が多い本県では、子育てと仕事の両立を図ることが急務であり、中でも、利用希望者が増加傾向にある小学生向けの放課後児童クラブの充実は、とても重要です。

次の世代が健やかに育っていくためには、妊娠・出産・子育てを当事者だけの問題にするのではなく、地域や社会が寄り添い、地域ぐるみで切れ目なく支えていく必要があります。

【取組の方向】

① 切れ目ない相談・支援体制づくり

県内全域において妊娠・出産・子育てに関する相談・支援を行うため、全市町村に総合相談窓口を設置し、妊娠期からの切れ目のない相談・支援体制をつくります。

また、地域の実情に応じて結婚・出産・子育てをトータルで支援する市町村の取組を支援します。

② 妊娠期・産前産後での支援の充実

子どもを産み育てたいと望む夫婦が安心して妊娠期から産前産後を過ごせるようにするため、周産期・小児の医療提供体制を整備するとともに、市町村と連携した妊娠期や産後早期からの家事・育児支援や母親の心の健康支援など、妊産婦の産前・産後のケアを拡充します。

また、不妊に悩む夫婦への支援を拡充します。

③ 子育ての経済的負担の軽減

子育て世帯などの経済的負担を軽減するため、子どもの医療費への助成を拡充します。また、保育に係る経済的負担を軽減する取組を進めます。

④ 保育環境の充実・幼児教育の推進

保育の「量の拡充」や「質の向上」に向けて、市町村と連携し、待機児童を解消するための受入先の確保、病児・病後児保育を促進するための体制整備支援、中山間地域・離島の保育環境維持のための小規模保育所等への運営支援、全県的な保育士不足に対応するための保育士の確保・定着支援、保育人材がいきいきと働く環境を確保するための保育所等の労働環境改善などに取り組みます。

また、就学前の子どもが質の高い幼児教育を受けられるよう、島根県幼児教育センターを中心とした幼児教育推進体制を整備するとともに、幼児教育振興プログラムを活用した研修など、幼児教育に携わる人材の資質向上を図る取組を推進します。

⑤ 放課後児童クラブの充実

学校外において安心して子どもを預けられるよう、放課後児童クラブの利用時間延長や待機児童解消等に向けた支援を拡充し、さらに充実した学童保育を実施する環境を整備します。

⑥ 子ども・子育て支援の充実

子どもの育ちや子育てを社会全体で支える地域づくりを進めるため、行政と企業・NPOなど民間団体が連携して、外出や買い物などの生活支援、多世代同居・近居や多子世帯への配慮、仕事と子育てを両立できる環境づくりなどの取組を推進します。

また、県全体で子育て応援する機運を醸成するため、「こっころ」を合言葉とした統一イメージで、子育て世帯には「こっころパスポート」を発行して協賛店の各種サービスを提供したり、子育て支援に積極的な企業は「こっころカンパニー」として認定するなどの取組を進めます。

⑦ 啓発活動・情報発信の充実

将来家庭を持つことに対するイメージを十分に持てなかったり、結婚・妊娠・出産・子育てについて知る機会の少ない子どもや若者に向け、必要な知識を得たり、人生設計について考えるための講座などを実施し、学校教育などと連携して、結婚や家庭についての理解や関心を高めます。

また、結婚・妊娠・出産・子育てに関する情報を、利用者目線でわかりやすく一元的に発信します。

⑧ 特別な支援が必要な子と親への支援の充実

長期療養や在宅で医療的ケアが必要な子どもへの対応や発達障がい、児童虐待、貧困世帯など特別な支援が必要な子どもと親への支援を充実します。

⑨ 安心して子育てや介護ができる環境づくり

子育てや介護をしながら安心して働き続けられる環境づくりを進めるため、事業者向けの支援を充実します。

男性の家事・育児・介護等への参加を促進するため、男性に対する意識啓発やセミナー等を充実します。

また、ワーク・ライフ・バランス等をテーマとしたセミナーの開催などによる若者に対する意識啓発を進めます。

IV 島根を創る人をふやす

自分たちの生まれ育った地域の価値について子どもの頃から学ぶ活動やUターン・Iターン支援により、島根に愛着と誇りを持ち、将来の島根を支える人をふやします。

若者の進学・就職による転出が転入を上回っていることが、島根県の人口流出の主な原因となっています。

このため、子どもの世代から地域への愛着と誇りを育むふるさと教育や島根の魅力の情報発信などにより、若者に島根に残ってもらい、戻ってもらい、移ってもらう新しい人の流れをつくります。

そして、島根に暮らすことを決めた若者や女性、島根に関わりを持つ方々が、あらゆる分野で活躍し、地域社会に積極的に参画していただけるための取組を進めます。

取り組む政策・施策

- 1 島根を愛する人づくり
 - (1) 学校と地域の協働による人づくり
 - (2) 地域で活躍する人づくり
 - (3) 地域を担う人づくり
- 2 新しい人の流れづくり
 - (1) しまねの「暮らし」や「魅力」の情報発信
 - (2) 若者の県内就職の促進
 - (3) Uターン・Iターンの促進
 - (4) 関係人口の拡大
- 3 女性活躍の推進
 - (1) あらゆる分野での活躍推進
 - (2) 安心して家庭や仕事に取り組むことができる環境づくり

1 島根を愛する人づくり

(1) 学校と地域の協働による人づくり

島根の子どもたち一人ひとりに、地域に愛着と誇りを持ち、自らの人生と地域や社会の未来を切り拓くために必要となる「生きる力」を育みます。

【現状と課題】

人口減少問題が日本全体の課題となる中、島根においても地域の将来を担う人材の育成は重要であり、教育に寄せられる期待はとて大きなものとなっています。

島根の子どもたちが、身近な地域に対する愛着や誇りを持ち、確かな学力と豊かな心を育み、夢や希望に向かって挑戦できるよう、学校と地域が協働して子どもたちを育てていく必要があります。

島根県では、これまで、中山間地域・離島の小さな高校の魅力づくりや、小・中学校、高校、特別支援学校が家庭・地域と連携・協働した教育活動に取り組んできました。その結果、子どもたちは、人々との関わりの中で探究的に学ぶことを通じて地域の魅力を再発見し、主体的に学習に向かう意欲が生まれています。また、地域においても、子どもの成長を支え、学びあうことにより、住民一人ひとりの活躍の場ができ、地域の活力につながっています。

今後は、保育所・幼稚園から県内大学等まで目標やビジョンを共有し、家庭、住民だけでなく地元企業等とも連携・協働しながら、県内全域において島根らしい魅力ある教育を行うことで、将来の島根を支える人づくりを進めていく必要があります。

【取組の方向】

① 「地域協働スクール」の実現

地域全体で教育の目標やビジョンを共有し、子どもたちの「生きる力」を育むため、学校と地域をつなぐコーディネート機能の確保などにより、学校・家庭・地域が一体となって子どもたちを育む体制の強化を図ります。

② 地域資源を活用した特色ある教育の推進

子どもたちが多様な人々との関わりや様々な経験の中で育まれるよう、豊かな自然、文化・歴史、子どもたちを温かく支え育てようとする地域社会といった強みを生かし、ふるさと教育や地域課題の解決等を通じた学びを推進します。

③ 島根を愛する多様な人づくり

地域に対する理解を深め地域や社会の未来を支える人材を育てるため、子どもたちの個性や特性に応じて、読書活動やICTなどを活用しながら読解力など基盤的な力を身に付けた上で、意欲を持って他者と協働しながら探究的に学ぶ教育を推進します。

④ 高大連携の推進

地域貢献を進めている県内の大学等と連携して将来の島根を支える人づくりを進めるため、高校のカリキュラム開発や課題解決型学習の充実などを大学等と協働して行い、高校から大学等への学びの連続性や継続性を確保するための取組を進めます。

(2) 地域で活躍する人づくり

県民が、スポーツ・文化芸術活動や、NPO、ボランティアなどの社会貢献活動に参加しやすい環境づくりを通して、地域で活躍する人づくりを推進します。

【現状と課題】

スポーツや文化芸術活動は、心の豊かさや健康推進など生活の質を向上させるほか、地域社会への参加を促し連帯感を育みます。また、ボランティア、NPOなどの社会貢献活動や、地域を支える様々な地域活動は、安全で安心な地域づくりに寄与し、多様化・複雑化する地域の課題を解決する力となるほか、地域社会への参画意欲を高めることにつながります。

県民一人ひとりの希望を叶え能力を活かせるよう、若者から高齢者、障がいのある方、外国人など、誰もが様々な活動に主体的に参加しやすい環境づくりを行い、地域で活躍する人づくりを推進することが求められています。

身近な地域で気軽にスポーツに触れることができ、より充実したスポーツ活動が行える環境づくりや、文化芸術を鑑賞、参加、創造する機会を確保し、文化芸術活動の裾野の拡大を図ることで、県民の自主的・主体的な活動につなげていく必要があります。

また、NPO等の社会貢献活動や、地域を支える様々な地域活動についても、多様な担い手が参加しやすい環境づくり、仕組みづくりを行い、地域の活性化につなげていく必要があります。

【取組の方向】

① スポーツを通じた人づくり

成長過程に応じた運動能力の育成や、生涯スポーツ・健康づくりの推進などにより、県民一人ひとりが、多様な形でスポーツ等を通じ気軽に地域や社会へ参加する機会の拡大を図ります。

② 文化芸術を通じた人づくり

県の文化芸術施設を活用するとともに、地域や学校、関係団体等との連携により、文化芸術の鑑賞、参加、創造の機会を充実させることで、島根の文化芸術活動を担っていく若い世代の育成や、多くの県民が文化芸術活動に参加するきっかけづくりを行います。

③ 社会貢献活動に参加しやすい環境づくり

多くの県民の社会貢献活動への参加を促進し、地域課題解決に取り組む団体の育成や活動を支援します。

④ 様々な地域活動がしやすい仕組みづくり

多様な価値観、興味、関心を持つ人々が、そのライフスタイルに応じた様々な地域づくり活動へ参加しやすくなるための仕組みづくりを行います。

(2) 若者の県内就職の促進

高校生や県内外に進学した学生に、県内産業やそこで働く人に触れる機会などを提供し、島根で働く魅力を伝え県内就職を促進します。

【現状と課題】

若者の進学・就職による転出が転入を上回っていることが、島根県の人口流出の主な原因となっており、山陽や関西・首都圏などの県外に進学した場合には多くの学生が県外での就職を選択する状況などがあります。

こうした流れを変えていくために、高校生や県内外に進学した学生に対して、それぞれの状況に応じた県内就職への働きかけを行うことが必要です。

中でも、働きやすく、習得した知識・技術を活かし、さらにその能力を高めていける、魅力ある職場が島根にあることを理解してもらうことが重要です。

こうしたことから、高校生や県内外に進学した学生をはじめとする若者が、島根で働く魅力や意義について考え、県内企業等への就職意識を高めてもらうための情報や機会をきめ細かに提供していくことが大切です。

【取組の方向】

① 県内高校からの県内就職の促進

就職を目指す高校生や保護者が県内就職に魅力を感じ、県内企業等への就職を目指すよう、島根で働き・暮らす魅力の気付きにつながる機会を提供し県内就職を促進します。

② 県内大学等からの県内就職の促進

県内にあるメリットを活かし、大学や県内企業等と連携し、県外出身者を含む多くの学生が低学年次から県内企業等との接点を持てる多様な機会を提供し、県内就職を促進します。

③ 県外大学等からの県内就職の促進

新たに、山陽・関西圏・首都圏の学生等の県内企業への就職に向けた取組を強化します。

県の県外事務所を拠点に県外大学等との連携を強化し、島根県出身学生が低学年次から県内企業等への理解を深めることができる機会を充実させ県内就職を促進します。

④ 私立専修学校からの県内就職の促進

習得した専門知識や技術を活かして活躍することができるよう、県内企業等への理解を深める機会を提供し、県内就職を促進します。

・山陽・関西圏・首都圏の在住者向けのUターン促進施策の強化（拡充）
・首都圏の在住者向けのIターン促進施策の強化（拡充）

(3) Uターン・Iターンの促進

Uターン・Iターン希望者への仕事や生活に関する的確な情報提供や相談対応、島根暮らし体験の機会提供、市町村などと連携した定着支援により、移住・定住を促進します。

【現状と課題】

近年、都市住民の中で団塊の世代はもとより若者も田舎暮らしやふるさと回帰志向が高まっており、この機会をとらえて、移住・定住に結びつけていくことが必要です。

一方、全国的な「地方創生」の取組により移住・定住に力を入れる自治体が増え、地域間競争も激化しています。

これまで、Uターン・Iターン希望者等に対して、仕事や住まい、生活等に関する情報提供から、相談や無料職業紹介、農林水産業などの産業体験や地元との交流、そして、実際の受入れと、その後の地域への定着までを、各段階に応じてサポートしてきたことにより、県内への移住・定住の促進につながっています。

この流れが一層大きく強いものとなるよう、こうした各段階に応じた支援や、Uターン希望者とIターン希望者、年代や性別などそれぞれの特性に応じた支援を、県や市町村、ふるさと島根定住財団などの関係機関が連携し、きめ細かく行っていくことが必要です。

【取組の方向】

① Uターンの促進

県内出身者の方に、県内への関心やつながりを維持し、Uターンを考えるきっかけとしてもらえるよう、県内の情報に接する機会や地域・企業と触れ合う機会を創出します。

また、実際にUターンを希望する方には、個々のニーズに応じた丁寧できめ細かな相談対応などを充実させます。

特に山陽・関西圏・首都圏において、県出身の学生や若者のUターン促進の取組を強化します。

② Iターンの促進

県外出身者の方に、地方移住への関心を高め、移住希望者に島根を移住先として選択してもらえるよう、島根の暮らしやすさに関する都市部での情報発信を強化します。

また、相談対応や県内の地域を知っていただくための体験機会の提供、定着支援など各段階に応じて適切にサポートする体制を整え、Iターンの促進と移住後の定着を図ります。

特に首都圏における、Iターン促進の取組を強化します。

③ 定住促進のための住環境の整備

県外からの移住者や、県内に定着・回帰した若者が安心して暮らし続けることができるよう、市町村と連携して、良質で多様な住宅の供給や空き家情報の提供等を促進します。

3 女性活躍の推進

(1) あらゆる分野での活躍推進

仕事や地域活動など、あらゆる分野において、女性一人ひとりが、本人の希望に応じ個性や能力を十分発揮しながら活躍できる環境をつくります。

【現状と課題】

平成27年8月に、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」が成立し、女性がそれぞれの希望に応じた働き方を実現できるよう、社会全体として取り組んでいくこととなりました。

島根は、働いている女性の割合が高く(H27国勢調査の生産年齢の労働力率が74.6%で全国1位)、結婚や子育て期を迎えても就労継続を希望する女性が多い一方で、「働き続けやすい」と感じる女性は3割強(H30年度県政世論調査)にとどまっています。このため、就労を望む女性一人ひとりが結婚や子育てをしながら希望に応じた就業ができること、また、管理職などより責任のある立場で活躍したり、これまで女性が進出しにくかった分野においても就業できる取組が求められています。

このため、女性が働き続けやすい職場環境づくりに取り組むとともに、女性の人材育成やキャリアアップ等を図ることが必要です。

また、地域においても女性がその個性や能力を十分発揮しながら活躍していくことが求められています。

【取組の方向】

① 女性一人ひとりが、あらゆる分野で活躍できる環境の整備

女性がライフステージに応じ様々な分野で活躍できるよう、キャリア形成の支援やロールモデルの普及啓発を行い、また、女性が進出しにくかった分野においても就業や起業を実現できるよう、支援を行います。

企業等においては、女性が多様な職種での能力の向上や、管理職等としての活躍、キャリアアップを実現することができるよう、また、地域においては、魅力ある地域づくりや次代を担う人づくりを女性自らが企画し実践しやすい環境づくりが進むよう、支援を行います。

(2) 安心して家庭や仕事に取り組むことができる環境づくり

子育て・介護支援や働き続けやすい職場環境づくりの推進などにより、子育てや介護をしている誰もが安心して家庭や仕事とも調和のとれた充実した生活が送れる社会をつくれます。

【現状と課題】

島根においては、女性の働いている割合や合計特殊出生率が全国上位にあり、多くの女性が働きながら子育てをしています。その一方で、男性の家事・育児時間は全国下位にあり、子育て世帯では女性に負担が偏っている状況があります。また、介護においても女性の負担が大きくなっています。

その背景として、「子育ては母親でなければならない」とか「家事、介護は女性の方が向いている」といった固定観念が根強く残っているためと考えられます。

男女が協力して子育て・介護や仕事に取り組めるよう、夫婦間の分担を見直すことや、職場において、男女とも育児・介護休業が取得しやすく、子育てや介護に対応した柔軟な働き方ができる環境を整えることなどが必要です。

これからの島根を担う若い世代にとっても、家庭も仕事も大事にしながらいきいきと暮らすことができる社会の実現が求められます。

【取組の方向】

① 子育て世代に向けた支援の充実

結婚・妊娠期・出産期・子育て期の切れ目のない支援を通じて、安心して出産・子育てができ、家族がいきいきと暮らせる環境をつくれます。

② 子育て・介護や仕事に取り組むことができる環境づくり

男性が積極的に子育て・介護・家事を担う意識や、若者のワーク・ライフ・バランス等に対する意識の向上を図るため、セミナー等を通じた意識啓発を行います。

また、従業員が子育てや介護を仕事と両立させることができ、安心して働き続けられる環境を整えるため、経営者・管理職の意識改革や、職場環境の改善などに積極的に取り組む事業者を支援します。

V 健やかな暮らしを支える

保健・医療・介護を充実させるとともに、支え合いにより県民一人ひとりが生きがいをもって安心して暮らせる地域共生社会の実現を進めます。

生涯にわたり、生き生きと健康で暮らすことは、県民誰もの願いです。地域の活力維持や活性化の源でもあります。このためにも、医療と介護が切れ目なく円滑に提供され、県内どこにおいても安心して医療を受けることができる必要があります。各地域の状況に応じた医療提供体制を構築し、医療従事者及び介護人材を確保します。

人生100年時代を見据え、高齢者が生きがいを持って地域の支え手として活躍できる社会をはじめ、障がい者、生活困窮者、ひきこもりなど生きづらさを感じている人たちが社会から孤立することなく、地域において自分らしく生活し続けられる社会を、住民相互の支え合いにより、地域共生社会として実現します。

取り組む政策・施策

- 1 保健・医療・介護の充実
 - (1) 健康づくりの推進
 - (2) 医療の確保
 - (3) 介護の充実
- 2 地域共生社会の実現
 - (1) 地域福祉の推進
 - (2) 高齢者の活躍推進
 - (3) 障がい者の自立支援
 - (4) 子育て福祉の充実
 - (5) 生活援護の確保

1 保健・医療・介護の充実

(1) 健康づくりの推進

県民自ら健康づくりに取り組めるよう環境の整備を進め、健康寿命の延伸を図り、健康長寿日本一を目指します。

【現状と課題】

すべての県民が健康で、明るく、生きがいを持って生活を送ることができるとともに、地域の担い手として活躍してもらうことにより活力ある地域づくりを進めるため、一人ひとりの健康づくりの取組が重要です。

本県においては、健康寿命は伸びているものの、全国と比べて脳血管疾患の死亡率や高血圧罹患率などが高く、その原因である食塩摂取量が依然として高いことや運動習慣を持つ方が少ないことなどの生活習慣上の健康課題があります。健康寿命をさらに延ばすためには、これらの課題に対して、より重点的に取り組む必要があります。

また、これまで取り組んできた、子どもの頃からの適切な生活習慣の確立、生活習慣病の一次予防、疾病の早期発見、合併症予防や重症化の防止、高齢者の活力低下の予防など、生涯を通じた健康づくりの実践が必要です。

健康に関心がある人々だけでなく、無関心な人々にも健康づくりを広げていき、幅広い方々が取組に参画し、県民運動として展開していく必要があります。

【取組の方向】

① 健康寿命延伸のための健康づくりの推進

減塩や体操・運動の促進などの生活習慣改善について、栄養、運動、医療等の専門家の知見を活かしながら、健康寿命延伸の県民運動として展開を強化します。

地域や職域の健康課題解決に向けた取組や、人と人とのつながりや住民同士の支え合いを重視した住民主体の健康なまちづくり活動を進め、県民、関係機関・団体、行政が一体となった県民運動を推進します。

② 子どもから高齢者までの切れ目のない健康づくり

県民の健康意識を高めるために、情報や体験の場を提供し、生涯を通じて健康チェックや生活習慣の改善等を促進します。特に、健康課題の多い働き盛り世代や無関心層に対する働きかけを、職域保健の関係団体と協働して取り組みます。

また、心の健康づくりについても関係機関・団体と連携して、ライフステージに応じた取組を推進します。

③ 疾病等の予防対策

疾病等の予防のために、特定健康診査やがん検診、歯科健診等の受診体制や保健指導を充実します。

(2) 医療の確保

医療機関相互の機能分担・連携や医療従事者の養成・県内定着を進めることにより、県民が必要なときに良質な医療が受けられる医療機能を確保します。

【現状と課題】

中山間地域・離島や県西部地域をはじめとする医師不足、地域の中核病院における医師の診療科偏在、開業医の高齢化・後継者不足など、地域医療を取り巻く環境は厳しい状況に直面しています。

住み慣れた地域で県民誰もが安心して医療を受けられるよう、将来の医療需要を見据えて医療機関の機能分担・連携を促し、高度急性期から在宅まで切れ目のない医療や救急医療、災害医療など適切な医療を提供できる体制づくりを進める必要があります。

また、医療の担い手が安定的に供給されるよう、医師・看護師・薬剤師など医療従事者の養成・確保を推進するとともに、医療・介護の連携、多職種連携を促進する必要があります。

医療保険制度については、高齢者や低所得者の比率が拡大するなかであっても、将来にわたり安定的に制度として維持していけるよう、効率的で適正な運営が必要です。

長年、島根県の死亡原因の第一位であるがんは、近年では、早期発見や医療の進歩等を背景に、通院による治療が可能な慢性病となってきました。このため、ライフステージごとの課題に応じた支援を行う必要があります。

【取組の方向】

① 医療提供体制の構築

地域医療構想に基づき関係者での議論を進め、地域の実情に応じた医療提供体制の構築に取り組みます。

② 県立病院における良質な医療の提供

県内全域を支える県の基幹的病院として、救急医療や高度・特殊・専門医療、地域医療支援機能等を充実させ、安全・安心で良質な医療を確保します。

③ 医療従事者の養成・確保

医師、看護職員、薬剤師をはじめ、必要な医療従事者の養成・確保、県内定着を推進するとともに、資質の向上に取り組みます。

④ 医療保険制度の維持

医療費データの分析等を通じて、効率的な医療サービスの利用を促進し、保険財政の安定化と適正な保険料水準の維持を図ります。

⑤ がん対策の充実

小児から高齢世代まで幅広い世代のがん患者に対し、それぞれの世代特有の身体的、精神的、社会的課題に応じた個別の支援に取り組みます。

2 地域共生社会の実現

(1) 地域福祉の推進

公的サービスとボランティアや地域の活動の連携や、住民相互の支え合いにより、住みなれた場所で、安心して暮らせる社会を目指します。

【現状と課題】

少子高齢化が進み、生活意識も多様化する中、住民同士のつながりが希薄になり、地域での相互扶助の機能が低下する傾向が見られます。

このような社会構造の変化を踏まえ、すべての県民が住みなれた場所で、尊厳を持ちながら、安心して暮らしていくためには、日常の生活圏で、必要な時に、必要なサービスや支援を受けながら生活していくことのできる仕組みをつくっていくことが重要です。

また、県民のニーズに対応した質の高い福祉サービスを確保することや、公的機関と地域の多様な主体が連携し、生活上の様々な課題を包括的に受けとめて解決する体制を構築することも必要です。

そのためにも、地域福祉の担い手である県民一人ひとりが福祉に対する正しい理解と深い認識を持つことや、地域住民や自治会、ボランティア、NPOなどによる地域での支え合いの体制づくりを進めていくことが求められています。

【取組の方向】

① 地域福祉の推進

各市町村における住民参加による総合的な地域福祉の推進を支援し、住みなれた場所で安心して暮らせる地域づくりを推進します。

② 福祉サービスの充実

福祉サービスの利用に関する支援体制の整備により、だれもが身近な生活圏で福祉サービスが受けられる仕組みづくりを推進します。

③ 民生委員・児童委員活動の推進

地域福祉の主たる担い手である民生委員・児童委員の活動を支援し、地域における支え合いや見守りの体制づくりを推進します。

④ 社会福祉法人の地域貢献の推進

社会福祉法人の適正な運営の確保を図り、地域において他の事業主体では対応できないような様々な公益活動に積極的に取り組むことができるよう支援します。

(3) 障がい者の自立支援

障がいのある人が、住みたい地域で自立した生活を営むことができる社会をつくりま
す。

【現状と課題】

障がいのある人が日常生活や社会生活を営む上では障壁となるような事物や意識などがあり、こうした社会的障壁を取り除き、障がいのある人すべてが、障がいの種別や程度にかかわらず、住みたい地域で自立して暮らしていけることが重要です。

そのために、住まいの場や働く場、地域生活を支援する福祉サービスの確保等の個々の支援に加えて、乳幼児期から学卒期、就業に至るまで、生活全般を切れ目なく支援する体制の構築が必要です。今後も特別支援学校卒業生等の増加が見込まれるため、支援体制の一層の充実が求められています。

また、障がいのある人が地域社会の一員として、様々な活動に参加し、一人ひとりの障がい特性や能力を活かしながら充実した生活が送れるような環境を整備していく必要があります。

県民一人ひとりが、障がいに対する正しい知識や理解を深め、障がいを理由とする差別を無くし、障がいの有無にかかわらず共に支え合う社会を実現していくことが必要です。

【取組の方向】

① 障がい理解の促進

県民一人ひとりが多様な障がいの特性や必要な支援を理解し、日常生活での手助けの実践をするような社会を目指し、一層の啓発活動を推進します。

② 福祉サービス等の充実

身近な地域で、障がいの種別や特性に応じた切れ目のない支援が提供できるよう、専門的な支援技術をもつ人材の確保・育成、相談支援体制の充実、サービス提供基盤の整備等を進めます。

③ 障がい者の就労支援の充実

障害者就業・生活支援センター等を中心に、地域の支援機関と企業等の連携を強化し、障がい者の適性に応じた企業への就労支援、福祉施設等での就労訓練等の充実、施設での工賃水準の向上を図ります。

④ 障がい者のスポーツ・文化芸術活動の促進

障がい者の地域生活の充実や社会参加を促進するため、スポーツ・レクリエーション活動や文化芸術活動への参加機会の拡大を図ります。

(4) 子育て福祉の充実

特別な配慮が必要な子どもやその家庭への相談・支援体制を充実し、その権利を守り、社会への自立を進めます。

【現状と課題】

県内の児童虐待の相談件数は高止まりの状況にあることから、未然防止や早期発見・早期対応の充実を図る必要があります。

里親への委託や児童福祉施設への入所利用など社会的養育を必要としている子どもの中には、被虐待児や発達障がい児など手厚い支援を要する子どもが増加しています。より家庭的な環境の下での養育や専門的ケア、家庭復帰や自立に向けたきめ細かな支援の充実が必要となっています。

また、ひとり親家庭は依然として経済的に厳しい状況に置かれた家庭も多く、子どもの貧困対策の観点からも、関係機関が連携して自立を支援していく必要があります。

【取組の方向】

① 児童虐待対応の充実

児童虐待など家庭における複雑・困難な課題にできるだけ早期から適切に対応できるよう、児童相談所の専門的機能の充実や施設整備などの体制強化に取り組むとともに、市町村の相談支援機能がさらに充実するよう支援します。

② 社会的養育の推進

社会的養育が必要な児童を、可能な限り家庭的な環境において安定した人間関係の中で養育することができるよう、里親委託の拡充や、児童福祉施設の小規模・多機能化などを推進し、児童の自立支援などに取り組みます。

③ ひとり親家庭の自立支援

ひとり親家庭に対しては、子育てと生活支援、就業支援、養育費の確保支援、経済的支援を一体的に提供できるよう、関係機関との連携を強化し、個々のニーズに応じた自立を支援します。

(5) 生活援護の確保

貧困など様々な困難を抱えた人などが自立し安定した生活を送れる社会の実現を目指します。

【現状と課題】

県内の生活保護世帯数及び受給者数は近年減少していますが、単身の高齢者世帯は増加傾向にあります。

生活に困窮している県民に対しては、最低限度の生活を保障し世帯の自立を助長する生活保護制度や、生活保護に至る前の段階で自立相談などを行う生活困窮者自立支援制度などにより支援していく必要があります。

子どもの貧困は、子どもが持つ資質や能力の十分な発揮を妨げ、将来の社会に大きな損失をもたらすものであることから、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が制定されるなど、社会全体で取り組まなければならない課題であり、国と地方自治体の緊密な連携の下、福祉・教育・雇用などの関連分野による総合的な取組が必要です。

ひきこもりについては、ひきこもりの長期化が懸念されることから、医療や福祉の適切な支援につながるよう相談体制を充実していく必要があります。

【取組の方向】

① 経済的に困窮した人の自立支援

経済的に困窮している方に対する就労支援や日常生活・社会生活における自立のための支援が包括的かつ継続的に行われるよう、市町村の相談・支援体制を充実します。

② 子どもの貧困対策の充実

市町村と連携しながら貧困の状態にある子どもの実態を把握し、福祉、教育、雇用などの関連分野が連携して総合的な施策展開を図ります。

③ ひきこもり支援

本人や家族からの相談に応じるために、市町村や関係機関との連携を強化しながら、人材育成や専門的な相談への対応の充実を図ります。

VI 心豊かな社会をつくる

教育の充実や、スポーツ・文化芸術の振興などを通じて、県民一人ひとりが生き生きと心豊かに暮らせる社会をつくれます。

未来を担う子どもたちには、心身の健康や学力を身につけ、ふるさとへの誇りや思いやりの心が育まれるよう、学校・家庭・地域が連携し、発達の段階に応じたきめ細かな教育を行います。

県民一人ひとりが、お互いの人権を尊重し、それぞれの個性や能力を発揮して、スポーツや文化芸術に興じたり、地域づくりに貢献するなど、多様な価値観やライフスタイルに応じて社会参加できる環境をつくれます。

取り組む政策・施策

1 教育の充実

- (1) 発達の段階に応じた教育の振興
- (2) 学びに向かう力と人間性を高める教育の推進
- (3) 学びを支える教育環境の整備
- (4) 青少年の健全な育成の推進
- (5) 高等教育の推進
- (6) 社会教育の推進

2 スポーツ・文化芸術の振興

- (1) スポーツの振興
- (2) 文化芸術の振興

3 人権の尊重と相互理解の促進

- (1) 人権施策の推進
- (2) 男女共同参画の推進
- (3) 国際交流と多文化共生の推進

4 自然、文化・歴史の保全と活用

- (1) 豊かな自然環境の保全と活用
- (2) 文化財の保存・継承と活用

1 教育の充実

(1) 発達の段階に応じた教育の振興

保幼小中高で連携を図りながら、確かな学力を身に付け、豊かな心を育み、自らの未来に向けて挑戦し、社会に貢献する子どもたちを育てます。

【現状と課題】

変化が激しく予測が困難な現代社会においては、主体的に判断し、多様な人々と協働しながら新たな価値を創造する人材を育成することが求められています。

今後、こうした社会を担う子どもたちに求められる資質・能力を育むため、幼児期から高校までの全ての教育活動を通して組織的な授業改善等に取り組む必要があります。

子どもたちの資質・能力を育むうえでは、読書を通して豊かな心と確かな学力を養うことや、自他を等しく大切にし人権を尊重する人権意識を培うことも重要です。

また、特別な支援の必要な子どもが増加し、その障がいの特性が多様であるため、個別の相談・支援といった一人ひとりに応じた教育を提供していく必要があります。

さらに、子どもたちの体力に低下傾向が見られることや、睡眠時間の減少や朝食欠食など生活習慣の乱れが、子どもの心身の健康へ影響することが懸念されており、子どもの体力向上や望ましい基本的生活習慣の形成に向けての取組が必要です。

【取組の方向】

① 学力の育成

子どもたちが学ぶ意義を理解し、学んだことを自分の人生や社会に生かせるよう、ICTも活用し、個々の学習への関心や意欲を高め、達成感が得られる授業への改善を通じて、確かな学力を育みます。

② 読書活動の推進

読書活動を通じて、読書の楽しさを味わい、豊かな心と確かな学力を身に付けるために、乳幼児からの読書習慣の定着や、学校図書館を活用して児童生徒が調べ、考える学習を推進します。

③ 人権意識の向上

人権感覚や自他を大切にしようとする意識・意欲・態度が高まるよう、子どもたちの実態とその背景に目を向け、深い子ども理解に基づいた教育活動を推進します。

④ 特別支援教育の推進

特別な支援の必要な子どもが自立し、社会参加していくために、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、きめ細かな教育を推進します。

⑤ 子どもの体力向上

子どもたちが体を動かすことや体育の授業が「楽しい」と思えるように、運動遊びや授業を工夫し、幼児期から小中学校、高等学校につながる体力づくりを推進します。

⑥ 心身の健康づくり

子どもたちが生涯にわたり健康的な生活を送ることができるよう、食や睡眠の重要性や、メディアとの適切な接し方など、望ましい生活習慣の形成に取り組めます。

(2) 学びに向かう力と人間性を高める教育の推進

学校・家庭・地域が連携協力し、ふるさとに愛着と誇りを持ち、感性豊かで主体的に学び続ける子どもを育みます。

【現状と課題】

子どもたちの教育は、単に学校だけでなく、学校・家庭・地域がそれぞれ役割分担を果たしつつ、相互に連携して行うことが重要です。

これからの学校は、社会に開かれた学校となり、家庭や地域に対して積極的に働きかけを行い、家庭や地域とともに子どもたちを育てていくことが必要です。

また、家庭教育は全ての教育の出発点ですが、核家族化や地域とのつながりの希薄化などを背景に、子育ての悩みや不安を抱えたまま保護者が孤立してしまうなど、家庭教育の問題と現状が指摘されており、身近な地域における保護者への支援を充実させていく必要があります。

感性豊かで主体的に学び続ける子どもを育むために、地域の教育力を生かし、地域の支援を受け、より多彩で活発な学校の教育活動を展開していく必要があります。

【取組の方向】

① 教育魅力化の推進

子どもたちの「生きる力」を育むため、学校・家庭・地域が連携・協働して、ふるさと教育や地域課題解決型学習に取り組むことのできる教育環境を整備します。

② 家庭教育支援の推進

地域において、保護者が安心して家庭教育を行えるよう、保護者や地域住民を対象とした子育てに関する学習機会の提供や、相談対応、情報提供による人間関係づくり、環境づくりなどを行う市町村の取組を支援します。

③ 地域と連携した活動の充実

子どもたちがスポーツや文化芸術、地域活動などを通じて、自主性・協調性・連帯感を育み、それぞれの能力や興味を発見し伸張させ、生き生きと心豊かに暮らしていけるよう、地域の協力を得ながら部活動や地域活動の活性化を図ります。

(3) 学びを支える教育環境の整備

児童生徒の学びを支え、安心して学校生活を送れるよう、教育的環境の形成と施設の安全確保に努めます。

【現状と課題】

多くのものがあふれ、情報化、少子高齢化、核家族化や夫婦共働きの進行といった社会や家庭の変容の中で、いじめや不登校、経済的困難など、子どもたちが抱える問題が複雑多様となっています。

学校が抱える課題も複雑化、多様化しており、教職員が子どもと十分に向き合う時間を確保することが難しくなっている中で、スクールカウンセラーなど多様な専門家による支援や教員の業務の役割分担・適正化などにより、子どもたち一人ひとりが一層きめ細かな支援を受けることができる環境づくりが必要です。

また、子どもたちに安全・安心で豊かな教育環境を提供していくためには、老朽化した施設の改修や防災対策に加え、時代に即したバリアフリー化や情報化等に対応した施設整備を進めていく必要があります。

【取組の方向】

① 学びの保障

子どもたちをとりまく様々な課題に対し、子どもと子どもに関わる全ての人々の人権意識の向上を図りつつ、組織的な支援体制整備の推進、相談体制の充実や経済的負担の軽減を図ります。

② 一人ひとりの教育的ニーズに応じた環境整備

特別な支援の必要な子どもたちにきめ細かな教育を提供するために、一人ひとりの障がいの状態や特性、教育的ニーズに応じた環境を整備します。

③ 危機管理体制の充実

事件や事故、自然災害に加え、学校や子どもを取り巻く安全上の課題に対応するため、様々な危機事案が発生することを念頭に、学校現場の危機管理体制の充実を図ります。

④ 学びを支える体制づくり

学びや部活動を充実させていくために、地域の人材や専門的な知見を持った人材の教育活動への参画などを促進するとともに、保護者や地域との連携を図ることで、教職員が子どもたちにしっかり向き合える体制づくりを進めます。

⑤ 学校の施設・設備整備

子どもたちに安全・安心で豊かな教育環境を提供していくために、老朽化した施設の改修や防災対策に加え、教育内容・方法の変化や子どもの特性に応じた県立学校の施設・設備整備を進めます。

(4) 青少年の健全な育成の推進

青少年が、社会の一員として必要な社会規範や自立性、豊かな人間性・社会性を身に付け、心身ともに健やかに成長できる社会をつくります。

【現状と課題】

インターネットをはじめとする各種メディアによる有害情報の氾濫や次々と新たなサービス形態が出現するなどの社会環境の変化は、青少年の健全な育成に悪影響を及ぼすおそれがあります。

非行は、青少年を取り巻く環境や背景など様々な要因により発生します。現状では、非行少年数は減少傾向にあるものの、万引きや自転車盗などの初発型非行が大半を占めるほか、刑法犯少年の再非行率が高い割合で推移しています。

健全育成のために求められる取組や支援が多様化する中、学校・家庭・地域・関係団体がより一層緊密に連携して、規範意識や社会性を高める活動を進めていく必要があります。

様々な困難を有する子ども・若者の問題も深刻化しており、これら子ども・若者が円滑な社会生活を営んでいくことができるよう、自立に向けた相談・支援体制の充実が求められます。

【取組の方向】

① 青少年の健全育成

流動する社会情勢を踏まえ、関係機関・団体、企業、学校、家庭、地域などが緊密に連携することで、次世代を担う青少年の育成を図ります。

② 子ども・若者の自立支援

様々な困難を有する子ども・若者に対して適切な自立支援活動が行われるよう、関係機関・団体との連携をより一層深めます。

③ 非行の防止

非行少年を生まない社会環境の整備と再非行をさせないための支援活動を推進します。

(5) 高等教育の推進

県内高等教育機関と連携し、地域に密着した研究活動や教育活動の充実を図り、地域社会に貢献する優れた人材を輩出します。

【現状と課題】

大学、高等専門学校は、島根の将来を支える人材育成や、学術研究の成果を広く県民に還元して産業の発展に貢献するなど、重要な役割を担っており、今後より一層地域に密着した質の高い教育・研究を行うことが求められています。

また、島根県立大学は、平成30年度に島根県が策定した令和6年度までの中期目標に基づき、「地域貢献・教育重視型大学」を目指し、県民からの期待に応える存在意義の高い大学として、地域に貢献する人材を輩出し、地域が抱える諸課題に対応する教育・研究の取組を進めています。

地域社会に貢献する優れた人材を輩出するため、県内高等教育機関、県内高等学校、県内企業、行政などとの連携を強化し、地域の若者の県内定着につながる県内高等学校からの入学者の確保や、県内就職率の向上のための取組が求められます。

【取組の方向】

① 県立大学の教育・研究の充実

浜田キャンパスの総合政策学部を地域系の学部と国際系の学部改編のほか、地域の諸課題に対応する大学院、研究センター等の設置・改編の検討などを通じて、教育・研究の充実を図ります。

② 県内高等教育機関、県内企業などと連携した県内就職の促進

県内高等教育機関、県内専修学校（専門学校）、県内高等学校、県内企業などとの連携を強化し、入試制度の見直しや地域に密着した教育・研究を促進することなどにより、県内高等学校からの進学者の増加や県内高等教育機関や県内専修学校の卒業生の県内定着を図ります。

(6) 社会教育の推進

県民一人ひとりが自主的・主体的に生涯を通じた学習に取り組み、その成果を社会生活で生かすことができるような社会をつくります。

【現状と課題】

急速な高齢化、グローバル化など様々な課題の解決に向け、県民の学習ニーズは多様化しており、それに対応した情報提供や学びの機会の充実が求められています。

また、少子化や都市部への人口流出などによる地域の担い手不足が進む中で地域を維持していけるよう、子どもから大人まで幅広い世代が多種多様な学びや体験を通して、人と人とのつながりによるコミュニティの形成を図り、住民の地域づくりへの主体的な参画を促すための環境づくりが求められています。

【取組の方向】

① 社会教育における学びの充実

地域住民が主体的に学習活動に取り組み、その学習成果を地域課題解決やまちづくり等につなげていくため、社会教育主事など社会教育関係者の育成を図るとともに学習支援体制や公民館等の機能の充実を図ります。

② 体験活動の充実

子どもが健やかに成長し、社会の中で自立していけるよう、幼児期からの自然体験や集団宿泊体験、多世代交流活動など多様な体験活動を推進します。

③ 図書館サービスの充実

県民一人ひとりのニーズに応じた情報提供の拠点となる図書館の活用が進むよう、教育、文化、産業など多様化する情報ニーズに対応した情報提供や、様々な地域の課題に対応したサービス提供の充実を図ります。

2 スポーツ・文化芸術の振興

(1) スポーツの振興

県民一人ひとりが、それぞれの興味・目的に応じ、スポーツに様々な形で参加し、楽しく健康で生き生きと暮らせる社会をつくれます。

【現状と課題】

スポーツには「する」「みる」「ささえる」など様々な関り方があります。ライフステージに応じて、多様な形でスポーツに参加することは、心身の健康の増進や、心豊かな暮らしの実現に繋がります。

また、国際大会・全国大会等での本県選手の活躍は、県民に夢や感動を与え、郷土への誇りを育みます。

スポーツを通じて豊かさを実感できる社会の実現に向け、県民誰もがスポーツに親しむことのできる環境づくりと、競技力向上の取組が必要です。

【取組の方向】

① 誰もがスポーツに親しむことができる生涯スポーツの推進

スポーツの楽しみ方、関わり方、健康増進への効果などを様々な形で伝え、年齢、性別などに関わらず、生涯を通じてスポーツを楽しむ人を増やします。

② 子どもたちの心身を健やかにはぐくむ学校体育の充実

幼児期から体を動かす機会を充実させ、スポーツを楽しむ子どもたちを増やします。また、学校体育や部活動などを通じてそれぞれの能力を伸ばし、特性・適性に合ったスポーツへの主体的な取組を支援します。

③ 県民に夢と感動を与える競技スポーツの推進

国民体育大会を始めとする全国規模の大会で活躍する選手を育成するため、地域の指導者の協力も得ながら、中学生・高校生の競技力向上を図るとともに、競技団体が行う世代を超えた競技力向上の取組を支援します。

また、2029年に島根県開催を予定している国民スポーツ大会（現・国民体育大会）及び全国障害者スポーツ大会の準備を進めます。

④ 地域ではぐくむ島根のスポーツ文化の推進

身近な地域が運営する総合型地域スポーツクラブの活動の支援や、スポーツ推進委員など地域でスポーツの普及を担う指導者の育成を行います。また、島根県体育協会、島根県障害者スポーツ協会、島根県レクリエーション協会等と協力し、障がいの有無に関わらずスポーツを楽しむ環境を充実させます。

(2) 文化芸術の振興

広く県民が文化・芸術を鑑賞し、参加し、創造しながら、生き生きと心豊かに暮らせる地域をつくります。

【現状と課題】

文化芸術は、人々に感動や喜び、安らぎをもたらすとともに、創造力や表現力、豊かな感性を養い、県民一人ひとりが日常の暮らしの中でゆとりや潤いを実感できる心豊かな生活の実現に繋がるものです。

県民文化祭や文化芸術団体の活動など、県民の自主的かつ主体的な文化芸術活動を促進するには、鑑賞、参加、創造する機会の確保や担い手の育成により、文化芸術活動の裾野を拡大することが重要です。

県立美術館、芸術文化センター、県民会館などの文化施設には、地域の文化芸術の拠点として、美術、音楽、舞踊、演劇、伝統芸能など、多様な文化芸術に触れる機会を提供するだけでなく、教育・普及活動や文化芸術団体の育成・支援などの機能を果たすことが求められています。

また、世界的にも貴重なコレクションや、音響に優れたホール施設等を観光振興・地域振興に活かしていくことも必要です。

【取組の方向】

① 創造的な文化芸術活動の拡大

県民文化祭の開催や文化事業に対する助成などにより、文化芸術活動の裾野の拡大、県民の自主的かつ創造的な文化芸術活動の支援に取り組みます。

② 文化芸術活動を担う人材育成

学校・地域・文化芸術団体等と連携して、多様な文化芸術に触れる機会や活動拠点の確保などを図り、青少年の文化活動を推進します。

③ 県立文化施設の活用と機能の充実

県立美術館、芸術文化センター、県民会館などの文化施設を活用して、多様な文化芸術の鑑賞・発表機会の充実が図られるよう、また、県民にとって利用しやすい施設となるよう、機能の充実などに取り組みます。

④ 県内の文化施設の連携強化

県内の文化施設の連携を強化するなどにより、地域振興・観光振興につなげます。

3 人権の尊重と相互理解の促進

(1) 人権施策の推進

県民一人ひとりが人権の意義や重要性を認識し、人権が尊重され、偏見や差別のない
住みよい社会をつくります。

【現状と課題】

差別意識は、同和問題をはじめ、様々な人権問題において依然として根深く存在しています。これまで人権の意義や重要性について理解を深め、人権尊重の意識を高めるために、人権教育や人権啓発に取り組んできましたが、学校でのいじめや女性、子ども、高齢者、障がいのある人などに対する人権を侵害する行為は、あとを絶たない状況にあります。

また、外国人住民への配慮や、インターネットによる誹謗中傷への対応、多様な性的指向・性自認の受容、災害時における障がいのある人、高齢者等への配慮などの課題が顕在化しています。

平成28年に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」、「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行される中、これまで以上に人権教育や人権啓発の充実が求められており、様々な人権課題の解決に向けてより一層取り組んでいく必要があります。

【取組の方向】

① 人権啓発・人権教育の推進

学校や家庭、職場、地域など、様々な場を通じて、県民一人ひとりの人権を尊重する意識を高め、差別を見抜き、差別をなくす実践力を培う人権啓発や人権教育を推進します。

② 様々な人権課題に対する施策の推進

深刻化、多様化する様々な人権課題の解決に向けて、市町村をはじめ関係機関、団体、企業等と連携し、人権施策を総合的かつ効果的に推進します。

(2) 男女共同参画の推進

県民一人ひとりが、性別に関わりなく個性と能力を発揮でき、共に支えあう地域社会をつくりまします。

【現状と課題】

男女共同参画に向けた様々な取組により、男女共同参画に対する理解は少しずつ浸透してきましたが、固定的な性別役割分担意識は依然として残っています。

男女共同参画社会を実現するためには、県民一人ひとりの理解をさらに深めていくことが欠かせないため、学校における教育・学習の推進や、地域・職場における広報・啓発などを図っていくことが必要です。

また、政策・方針決定過程への女性参画を促すことにより、家庭・職場・地域など、社会のあらゆる場面において男女が平等に参画でき、その個性と能力が十分に発揮できる環境づくりに取り組むことが必要です。

県の女性相談窓口での相談状況は例年3,500件を超え、そのうちDVを主訴とする相談は500件程度と依然高い状況にあるため、DV被害者からの相談や一時保護等に適切な対応が必要です。また、DVの発生を未然に防ぐことができるよう、県民への周知等を通じてDVに対する正しい理解と認識を深めていく必要があります。

【取組の方向】

① 男女共同参画の意識啓発

県民一人ひとりの男女共同参画に対する理解をさらに深めるため、学校などにおける教育・学習の推進、県民・市町村・関係団体等との連携による広報・啓発を行います。

② 女性相談の充実、DV被害者等の支援

日常生活を営む上で様々な問題を抱えて悩む女性の相談に広く応じ、支援するとともに、DV等女性に対する暴力の根絶に向けて啓発活動を行います。

DV被害者等の安全確保及び自立に向けて、関係機関と連携して支援を行います。

(3) 国際交流と多文化共生の推進

外国人との相互理解を深め、多文化が共生し、グローバル化の進む社会で活動する人材が育つ地域をつくりまします。

【現状と課題】

国際的な相互依存関係が深まる中、県内の企業では輸出の拡大や外国人雇用が進み、教育機関では留学生の相互派遣や共同研究が行われています。また、県内への外国人観光客も増加するなど、県民が外国人との関わりを持つ機会は大きく増えています。

こうしたグローバル化の進む社会では、国際感覚を持ち、外国人とのコミュニケーション能力を有する人材の育成や本県の地理的・歴史的・文化的特性を活かした国際社会の発展への貢献が求められます。

また、日本人と異なる文化を持つ外国人住民と日本人住民とが共に暮らしていくためには、住民一人ひとりが、言語や文化、生活習慣、価値観など、相互理解を深める多文化共生の取組が求められます。

今後も企業の人手不足などを背景として外国人住民の増加が見込まれます。従って外国人を一時的な滞在者としてとらえるのではなく、地域における生活者として、生活全般や定住にかかる支援を行うための環境を整える必要があります。

【取組の方向】

① 国際交流の推進

国際社会での相互理解を深め、国際的な感覚を養い、コミュニケーション能力を高めるなど、グローバル化する社会で活動できる人材を育成します。

② 多文化共生の推進

外国人住民に対して、必要な情報の多言語化や相談体制の整備をはじめ、教育・子育てや、医療・福祉、防災など生活全般や定住にかかる支援を行い、外国人住民と日本人住民との相互理解を促進することで、多文化が共生する地域づくりを進めます。

(2) 文化財の保存・継承と活用

全国に誇る島根固有の歴史・文化についての保存・継承と、調査研究を進め、その魅力を県内外に積極的に発信し、歴史・文化を通じた人々の交流を促します。

【現状と課題】

島根には、荒神谷遺跡や加茂岩倉遺跡の青銅器群、全国で唯一完本として伝わる「出雲国風土記」、出雲大社、松江城などに見られる豊富な歴史・文化が継承されています。また、石見銀山遺跡や石州半紙、佐陀神能など、世界に誇りうる歴史文化遺産も存在しています。これらは県民の郷土に対する誇りや愛着を育む基盤であり、観光振興や地域振興に資する重要な要素にもなっています。

これらの貴重な歴史文化遺産の滅失や衰退を防ぎ未来に継承していくため、計画的な保存修理や技術の伝承、後継者の育成などを行っていく必要があります。

また、県民の歴史・文化への理解を深めることで、郷土への愛着と誇りの醸成を図り、歴史文化遺産を通じた地域振興にも繋げていく必要があります。

さらに、県内外で島根の歴史・文化への興味関心がさらに高まるよう、調査研究を進め、その成果を活用して広く情報発信していく必要があります。

【取組の方向】

① 歴史文化遺産の保存・継承

世界遺産や国宝・重要文化財などの歴史文化遺産を良好な状態で次世代に継承するため、保存修理や伝統文化の継承活動などの支援を推進します。

② 歴史文化遺産の研究と情報発信

島根の歴史・文化について関心を深めてもらうため、体系的な調査研究を進め、その成果を展覧会や、県内外でのシンポジウム、講演会などにより、広く情報発信します。

③ 歴史文化遺産の活用

国内外からの来訪者に島根の歴史・文化の魅力や価値を知ってもらうため、歴史的建造物の復元や先端映像技術を用いた文化財の「見える化」などを進め、古き良き歴史・文化を体感できるような取組を進めます。

VII 暮らしの基盤を支える

県民の日常生活を支える地域生活交通などの生活基盤の確保や、暮らしをとりまく豊かな環境の保全に取り組みます。

人々が地域で仕事を営み、快適な生活を送るうえで、上下水道、道路等の公共施設や、地域の交通手段等の社会インフラは欠かすことができません。人口減少などが進む中でも、必要なインフラを確保していきます。

豊かな自然に恵まれた環境や、地域風土に根ざした景観は、島根の大きな魅力であり財産です。島根に暮らす人と訪れる人のために、将来にわたって豊かな環境を保全していきます。

取り組む政策・施策

- 1 生活基盤の確保
 - (1) 道路網の整備と維持管理
 - (2) 地域生活交通の確保
 - (3) 上下水道の整備
 - (4) 情報インフラの整備・活用
 - (5) 竹島の領土権確立
- 2 生活環境の保全
 - (1) 快適な居住環境づくり
 - (2) 環境の保全と活用

1 生活基盤の確保

(1) 道路網の整備と維持管理

道路の効率的・計画的な整備や維持管理により、県民の安心・安全、快適な日常生活や産業活動を確保します。

【現状と課題】

島根県内は鉄道網が十分でなく、自動車为主要な移動手段であるため、道路は通勤、通学、通院、買い物など、人々の日常生活を支える重要なインフラです。しかし、県内の国・県道の2車線改良率は、全国約80%に対し約70%にとどまっており、今後も道路の整備は着実に進める必要があります。

特に、避難や救急活動および物資の輸送を確保するための緊急輸送道路をはじめ、県内外の都市間と連結する道路や、中山間地域を東西に縦貫する主要な道路などについては、重点的、計画的に整備を進める必要があります。

現在、県では、国道、県道約3,060kmを管理しています。橋梁、トンネルをはじめとする道路施設は交通荷重の増大や経年劣化により老朽化が進行しており、将来に渡って道路を安全に利用し続けられるよう、計画的に適正な管理を行うことが必要です。

【取組の方向】

① 幹線道路網の整備

県内外の都市間を連結し県内の道路網の骨格となる国道、防災拠点・災害拠点病院の連絡や、中山間地域を東西に縦貫し山陰道・国道9号の代替機能を有する主要な県道について、重点的に整備を行います。

② 生活道路の整備

日常生活における安全性の確保や、住みやすい環境を支えるため、地域の実情や課題に応じ、効率的・計画的な道路整備を進めます。

③ 道路網の維持管理

老朽化の進む道路施設については、定期的な点検と早期の修繕により、維持管理費用の縮減と長寿命化を図ります。

また、効率的でより高度な維持管理体制の構築に努めます。

2 生活環境の保全

(1) 快適な居住環境づくり

人口減少に対応できる公共施設の在り方を検討し、必要な老朽化対策も進めながら、快適な居住環境をつくります。

【現状と課題】

人口減少・少子高齢化が進む中、地域の活力を維持しながら、医療・福祉・商業等の生活機能をまちなかに確保し、高齢者や子育て世代等が安心して暮らせるよう、コンパクトなまちづくりを進めることが求められています。

また、観光振興や都市の活性化のためには、本県の特徴である歴史文化や優れた景観を活かしたまちづくりを進めることも必要です。

コンパクトなまちづくりや歴史文化・景観を活かしたまちづくりには、地域の資源や住民の思いを反映していくことが不可欠であり、住民と行政が協働して取り組んでいくことが重要です。

公園は、緑豊かな環境として、県民の健康づくりや憩いの場、交流の場を提供しており、今後も安全で快適な利用を確保するため、施設の長寿命化対策やバリアフリー化が必要となっています。

老朽化した県営住宅は、居住面積が狭く、設備の利便性も劣っており、特に高齢者にとって住みにくい住宅であることから、建替えにより安心して生活できるようにすることが必要です。

【取組の方向】

① 計画的な都市づくり

コンパクトな都市構造に移行するため、市町の取組の支援及び土地利用規制の適切な運用や誘導により、暮らしやすいまちづくりを進めます。

② 魅力ある景観づくり

築地松景観や石州赤瓦の家並みなど地域の優れた景観の保全と創造のために、市町村、住民団体やNPO、企業等による様々な景観づくりの活動を支援します。

③ 魅力ある公園づくり

公園施設の長寿命化対策や民間活力の導入などによる公園整備を進めます。

④ 快適な住宅の提供

老朽化した県営住宅の建替えを進め、公的賃貸住宅等の供給を通して、住宅セーフティネットの構築に取り組みます。

VIII 安全安心な暮らしを守る

県民の安全安心な暮らしを守るために、防災対策を推進するとともに、食の安全をはじめとする安全な日常生活を確保します。

私たちの暮らしには、いつ起きるか分からない災害や事故など、様々な危険が潜んでいます。近年も豪雨や地震などにより、県内各地に大きな被害がもたらされました。こうした災害から県民の生命や財産を守るために、日ごろから備えを十分にし、被害の軽減を図ります。

日常生活における事故・事件は、社会の変化によって多様化しています。被害を未然に防ぐために、防犯・交通安全等の対策が重要です。県民を守り、安全で安心して生活できる地域をつくるための取組を進めます。

取り組む政策・施策

1 防災対策の推進

- (1) 災害に強い県土づくり
- (2) 危機管理体制の充実・強化
- (3) 防災・減災対策の推進
- (4) 原子力安全・防災対策の充実・強化

2 安全な日常生活の確保

- (1) 食の安全・生活衛生の確保
- (2) 安全で安心な消費生活の確保
- (3) 交通安全対策の推進
- (4) 治安対策の推進

(3) 交通安全対策の推進

交通安全県民運動や交通安全教育を推進し交通安全意識を一層高め、交通環境の整備や交通指導取締りにより、県民を交通事故から守ります。

【現状と課題】

県内の交通事故は、近年、発生件数・死傷者数ともに減少傾向にあります。

一方、全死者数に占める高齢者の割合は、依然として高い水準で推移しているほか、交通事故全体が減少する中で高齢者が関与する事故の割合は増加傾向にあるなど、高齢者の交通事故防止が重要な課題となっています。

交通事故の多くは、前方不注視や安全不確認等の基本的ルールの認識の欠如により発生しています。このため、歩行者や自転車利用者を含めた全ての道路利用者が、交通事故防止を自らの問題として考え、交通ルールとマナーを守り、安全運転・安全行動が実践できるよう、交通安全意識を高めていくことが大切です。

また、道路利用者の安全・安心を確保するため、道路の整備や改良とともに、人を優先する視点に立ち、あらゆる人が利用しやすいようユニバーサルデザインの考え方に基づいて歩行空間を整備するなど、交通環境の整備が求められています。

【取組の方向】

① 交通安全対策や交通安全教育の推進

高齢者の交通事故防止をはじめとした交通安全対策、交通安全教育を推進します。

また、県民の交通安全意識を高めるため、歩行者や自転車利用者を含め、全県での交通安全県民運動を関係機関・団体と協働して推進します。

② 交通指導取締りの強化

夕暮れ時から夜間にかけての交通事故多発時間帯や国道9号等事故多発路線において、交通事故に直結する悪質・危険性の高い飲酒運転、最高速度違反、信号無視・横断歩行者妨害等交差点関連違反の取締りを強化します。

③ 安全で快適な交通環境の実現

一定の区域に最高速度30キロメートル毎時の速度規制を設けるなどの生活道路対策や、事故危険箇所を重点とした歩道や自転車通行帯、交通信号機の改良、見やすい標識・標示等の整備を推進します。

(4) 治安対策の推進

各種犯罪の検挙や、被害防止に役立つ情報発信等を推進し、県民が安全で安心して暮らせる日本一治安の良い地域社会を実現します。

【現状と課題】

県内の刑法犯認知件数は、平成15年のピーク時の9,217件から3割以下まで減少するなど治安情勢に一定の改善がみられます。

一方、子どもや女性を狙った声かけ・つきまとい事案やDV・ストーカー、児童虐待等の県民の生命を脅かす人身安全関連事案が増加傾向にあるほか、特殊詐欺の手口が多様化し、犯行の役割が細分化され巧妙に組織化されるなど、被害が後を絶たない状況となっています。

また、サイバー空間が県民生活や経済活動に不可欠な社会基盤となる中、サイバー犯罪や行政機関・民間事業者を狙ったサイバー攻撃等、サイバー空間における脅威が深刻化しています。

少子高齢化の進展等社会構造の変化に対応し、今後も安全で安心な県民生活を確保するため、防犯ボランティアとの連携を一層強化するなど、地域全体で子ども・女性・高齢者をはじめとする県民の安全を守るための各種対策に取り組む必要があります。

複雑多様化する犯罪や新たな脅威に対する対処能力を強化するため、治安基盤の整備が求められています。

【取組の方向】

① 犯罪抑止対策の推進

街頭活動の強化、防犯情報の迅速・効果的な発信、被害者の安全確保を最優先にした人身安全関連事案の対策など、子ども・女性・高齢者をはじめとする県民の安全を守るための取組を推進します。

② 犯罪検挙対策の推進

凶悪犯罪発生時の迅速・的確な初動捜査、綿密な現場鑑識活動、情報分析システムの効果的活用等、検挙に向けた取組を徹底します。

また、検挙のための捜査用資機材を導入するなど、人身安全関連事案、サイバー犯罪、組織犯罪といった新たな脅威に対する対処能力の強化を図ります。

③ 犯罪のない安全で安心なまちづくり

関係機関・団体と連携し、防犯ボランティア、事業者による自主防犯活動の活性化を図り、子ども・女性の見守り活動や街頭防犯カメラの設置等、防犯環境の整備を促進します。